

出席議員(19名)

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	19番	大 沼 喜 昭 君
20番	大 沼 惇 義 君	21番	加 茂 紀代子 君
22番	伊 藤 一 男 君		

---

欠席議員(1名)

18番	加 茂 力 男 君
-----	-----------

---

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
助 役	小 泉 清 一 君
総 務 課 長	平 間 春 雄 君
企 画 財 政 課 長	村 上 正 広 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	手 代 木 文 夫 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長 地 域 産 業 振 興 課 長 併	小 池 洋 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 久 保 政 一 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	佐藤松雄	君
会計課長	薊千代	君
槻木事務所長	平間信一	君
財政再建対策監	加藤嘉昭	君
介護保険専門監	加藤敏郎	君
子育て支援専門監	松崎秀男	君
産業活性化専門監	加藤善憲	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小林功	君
生涯学習課長	笠松洋二	君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎守
主 幹	相原光男
主 査	遠藤幸恵

---

議 事 日 程 (第2号)

平成19年3月5日(月曜日) 午前10時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

太田研光  
我妻弘国  
杉本五郎  
白内恵美子

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告に18番加茂力男君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において4番森 淑子さん、5番大坂三男君を指名いたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（伊藤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問要旨を通知しておりますので、質問・答弁は簡潔、的確に行うよう要望いたします。

それでは、11番太田研光君の質問を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔11番 太田研光君 登壇〕

○11番（太田研光君） 11番太田研光です。

財政再建の新たな取り組みはという問題について質問させていただきます。

町の財政改革については、その重要性から、毎年のように提案され、それなりに財政の安定化を追求してきた。

しかし、その手法は、在来経費の削減だったり町有地売り払いなどによって当座の財源不足を補ってきたと言っても過言ではない。

しかしながら、平成18年度に至っては、町税の落ち込みや国の三位一体改革等による地方交

付税や国・県交付金等の減少によって、今までの手法ではこの財政の落ち込みを食いとめることは困難となった。

そこで、町は、平成18年度中途ではあったが、近い将来赤字再建団体になるおそれがあることから、全町でこれら財政再建に対する町民懇談会を開いた。

町民懇談会は、10月11日から10月31日の間に町内の13会場で開かれ、延べ 432人の参加がありました。

町民は、各地区の懇談会で町当局に対して財政破綻の原因の追求やその後の対策に対して厳しい質疑をした。

しかし、大部分の町民の方々からは町の今回の再建計画に沿った財政再建は認めざるを得ないと受け取っていただいたと感じております。

財政再建に対する町民の提案には、さくらマラソンや菊の祭典のような伝統的な催しがなくなることに落胆する声も聞かれました。

また、町民からは議会や議員に対してもこのような財政力の低下に歯どめをかけられなかった責任の一端もあると強く指摘されました。

議会としても財政再建調査特別委員会を昨年9月に設置して、町の財政再建対策（財政再建プラン）に関して早期から調査、検討を重ね、平成19年度の予算や条例改正に関連する項目を11月末までに審議し、中間報告書を提出しました。

中間報告は、全47項目中30項目に上りました。

中間報告の主なものは、人件費の抑制、事務事業の整理合理化、負担金・補助金の見直しなど、いずれも町の事業の中枢を形づくっている施策であり、町民生活にも大きな影響を及ぼすもので、事業の進捗を通じて、その成否に注目する必要があります。

特に、職員の給与等の削減については、職員の毎日の生活に及ぼす影響が大きいため、一層の関心を持っていきたいと思っています。

事務事業の合理化、負担金・補助金の見直しは、いずれも平成19年度の事務事業の実施を通じて、町民の方々が実質の影響を受けることとなるため、これからはその動向についても深い関心を持っていきたいと思っています。

町民で財政再建の総論に賛成の方でも、実際の改革事業に接すると、必ずしも簡単に賛成を得られないおそれも大きいのではないかと感じています。その際には、町当局は積極的な説明責任を果たすべきであります。

財政再建調査特別委員会に提出された資料「財政再建対策による財政効果額」により、平成

19年度における各財政再建対策の財政効果額を見てみると、何といたっても人件費の抑制が74%、2億7,700万円を占め、次いで繰出金の抑制14%、5,200万円、負担金・補助金の見直し5%、1,900万円、事務事業の整理合理化4%、1,400万円、その他の財源対策1%、300万円の効果が見込まれます。トータルで3億7,300万円程度の削減効果があると期待されております。

財政再建策が検討され、それぞれの事業が見直されることになったが、今後は、この再建事業の進捗状況をどのように追求し、その成果を検討し、成果の不十分な事業の見直しをどうするのかを今後一番の問題でありましょう。

現在の役場組織の事務分掌からすれば、企画財政課の一担当班がこれを担当し、フォローするだけでは力不足ではなかろうかと、このように思っています。

各課の事務事業を統制する権限を持った実力者がこれに当たる必要があると、このように思っています。副町長に特別任務を付与して、成果を確認できるようなスペシャルスタッフが必要ではなかろうかと、このように思っています。

常時事業の進捗を追求し、成果を確認して進まなければ今までの財政改革と変わらないで上がり分の1の成果となってしまうのではないかと危惧するものであります。

また、平成19年度以降の財政再建対策として取り上げられているものは、今までの事業に長く組み込まれ、関係者の利害も複雑に入り組み、相互の話し合いを基調として改革を目指すもので、総論賛成でも実際の事業については、なかなか納得が得られない点も多いと思われます。

しかしながら、他市町村の例や少子高齢化の現況から、粘り強い説得も必要でなかろうかと思っています。

この話し合いの中で町との協働に対する理解が得られ、地域活動への参加が促され、新たな行政と町民の協働の絆が生まれてくると思われます。

財形再建の成果は、半年程度を目標にまとめられ、議会と協働で討議できる体制ができれば幸いと考えております。

以上、今回の財政再建調査特別委員会の一員としてタッチした面から、その内容を述べましたが、総括して次の事項をお伺いをいたします。

- 1) 財政再建プランを着実に推進し、その成果を監視するためには、特別の専門スタッフの編成が必要と思うが、その考えはあるのか。
- 2) 財政再建プランでは人件費の抑制が重視されるが、この際職員の組織力の向上、若い職員の能力向上策についてどのような計画を持っているのか。
- 3) 負担金・補助金の見直しは、いろいろな目的や事業種別によって削減困難なものが多い。

補助金の見直しは、ゼロベースからと言っているが、何か削減の基準を設けているのか。

また、近隣市町に關係する負担金について話し合いを進める考えはあるのか。

4) 徴税に対する努力が続けられているが、直近で町税滞納額、国民健康保険の未納額、町営住宅家賃の未納額はどの程度の金額になっているのか。以上であります。

○議長(伊藤一男君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) きょうから議会改革の一環として、一問一答方式ということでございます。たびたび議会に来ていらっしゃる方は、ちょっと場所の雰囲気が変わったのではないかなというふうに思っていると思います。前は、質問者はここから質問していたんですが、今度は議員席の方から質問するようになりました。一問一答方式ということでございます。

そうしたときに、多くの町民の方がこうしておいでいただきました。改革のスタートにふさわしい議会の開会かなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

それでは、太田議員の質問にお答えしたいというふうに思っております。

まず、第1点目でございます。財政再建の新たな取り組みについてでございます。

平成18年度柴田町にとっては、危機的な財政状況を打開し、再建団体への転落を回避するために健全な財政運営基盤を確立する財政再建プラン策定の1年となりました。

財政再建プランは、夕張市のような財政再建団体への転落を防止し、財政状況の改善、行政のスリム化とコスト削減を目標に策定しておりますが、町民懇談会では危機的な財政状況をつぶさに町民にお示したことにより、町民の皆さんが町の財政について身近に感じてくれたこと、そして、何よりも議員の皆様と一緒に町民の意見を聞くことができたことが大きな収穫であったと思っております。

今回議会で財政再建調査特別委員会を設置いただき、9月から2月までの長期間にわたり、執行部と議会が議論しながら、ともに財政再建プラン策定に当たることができたことにつきまして、大変画期的なことであったと、この場をかりて改めて感謝申し上げたいというふうに思います。

平成19年度は、財政再建プラン実施のスタートの年になるわけですが、私が先頭に立って財政再建プランを確実に実行し、安定した地域経営ができるように、行財政改革の転換と体質改善に全力投球いたしますので、今後とも議員各位のご支援を賜りますようお願いいたします。

そうした中で、第1点目でございます。専門スタッフを編成してはどうかということですが、昨年4月に町の危機的な財政状況を打開し、赤字団体への転落を回避するため、そ

の取り組みを専属的に行う独立した部門として、総務課内に財政再建対策監をトップとした財政再建担当を設け、さまざまな角度から財政再建に向けた検討を行い、47項目から成る財政再建プランを策定いたしました。

財政再建プランは、職員からの提言、意見を募るとともに、各課のヒアリングや行財政改革推進本部での協議など、全庁を挙げて取り組みました。

平成19年度から実施する30項目については、条例改正など、関係する項目を12月議会に提案し、議決をいただきました。

財政再建スタートの年として着実に今後実践に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

また、中・長期的改革の17項目について、現在実施時期や実施方法など、目標を明確にしなが、今年度末までの策定を目指し調整している段階でございます。

今後も「新生しばた行財政改革推進本部」を中心に、行財政改革を強力に推進してまいります。

平成19年度からの事務については、財政再建プランの具体的に取り組むべき実施内容まで踏み込んで調整したことにより、実施に当たっては、担当部署で責任を持って実行できることから、行財政改革を担当している企画財政課の企画班と、予算編成に当たっている財政班がある企画財政課で統括して担当した方がよいと考えております。

また、助役をトップとして財政再建プランの進行管理、議会や住民に対する進捗状況や情報提供等を担当する職員を明確化した人事配置をすることとしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

2点目、組織向上、若い職員の能力向上策についてでございます。

財政再建プランでは、今後4年間は新たな職員の採用はいたしません。人件費の抑制のためでございます。今後福祉を初め医療の分野においても行政需要はますます高まる一方でございます。しかし、人件費を抑制するために相当数の職員を削減していかなければなりません。こうした状況のもとにあっては、職員の個人個人の能力の向上を図ることはもちろん、組織力の向上には緊急に取り組まなければならない課題でございます。

これまでも組織再編とグループ制を導入したり、教育委員会の組織改編を実施することによって住民サービスの確保や新組織機構の定着を最優先にしてきました。特に、若手職員については、「育成的ジョブ・ローテーション」による3年から4年を原則に、ある年齢までは多角的な能力開発を重点として育成し、ゼネラリスト的に育成・活用すべき人材なのか、あるいは

スペシャリスト的に育成・活用すべき人材が配意して育成する、いわゆる複線型の人事管理を積極的に推進し、人事異動を実施してまいりたいというふうに思っております。

今後も若手を中心として、富谷町にある宮城県市町村職員研修所や宮城県等に職員を派遣研修させ、能力向上に努めてまいります。

また、人事評価制度による勤務成績の評定を活用し、職員の能力の底上げ、職員自身の自己啓発を促すことによる組織力の強化を図ってまいりたいと考えております。

3点目、補助金の見直しでございます。

補助金の見直しについては、これまでも随時補助金の内容等を精査、検討しながら見直しを図ってまいりましたが、昨年財政再建プランにのっとり、根本的な見直しを実施いたしました。これまで補助金は、既得権化・常態化が見受けられたため、あるべき補助金のあり方を再検討すべく、客観的な基準を定め、公平・公正な視点から見直しを図りました。

具体的には、各種補助団体ごとに事業の目的、補助の実績、収支状況、町の負担率、今後の方針、そして、公共性、行政関与、実施主体、事業成果の妥当性など、各種補助団体の実情を把握し、総合的に判断しながら見直しを図ったところでございます。

その見直しの方向性を各種補助団体に十分説明し、ご理解とご協力を得て、平成19年度当初予算に反映させたものでございます。

また、近隣市町に関する補助金についての話し合いにつきましては、仙南地方町村会というところがございます。毎年各種団体に対する法令外負担金の内容を精査・検討し、当該予算に反映させております。

また、仙南地域広域行政事務組合、これは消防、ごみ、救急業務をやっております仙南地域広域行政事務組合や大河原町外1市2町保健医療組合、これは中核病院を運営しております。などの一部事務組合負担金については、構成市町と協議しながら、負担金を決定しており、仙南地域広域行政事務組合の平成19年度総額予算では5%の削減をさせていただきました。

4点目、町税及び国民健康保険税・家賃の未納額ということでございます。

町税等収納状況の直近の集計、平成19年の1月末現在ですが、町税全体の未納額、現年度が3億1,046万3,193円未納です。過年度累計が2億3,478万786円、合計で5億4,524万3,979円となっております。

1月末現在の収納率、どのくらい入ってきたかということになりますと、100%にならなければなりません、現在は87.34%で、昨年同期比較で0.26%の増となっております。ということは、徴収率が0.26%昨年よりも努力して上がっているということでございます。それでも5

億円の、まだ未納額があるということです。

国民健康保険税の未納額は、現年度1億9,277万8,341円、過年度累計が3億3,249万2,789円、合計で国民健康保険払ってもらえないお金ですね。合計で5億2,527万1,130円となっております。

1月末現在の収納率は66.48%で、昨年同期比較では1.31%の増となっております。昨年より納めていただいている人の割合が1.31%向上したということでございます。それでも5億円納めていない方がまだいらっしゃるということです。

今後の徴収対策といたしましては、文書による呼び出し及び納税相談による納税促進とともに、滞納者の財産調査を実施し、差し押さえ財産等の調査を行いながら、滞納者の実情に応じた給与、預金、不動産等の滞納処分を行い、町税全体の収納率向上に努めてまいります。

今度は住宅の使用料です。町営住宅使用料収納状況の直近集計、平成19年度1月末、町営住宅使用料全体の未納額、現年度分が2,072万9,100円、過年度分が2,226万320円となっております。前年度同月の現年分と比較しますと、未納額は2,501万4,200円、過年度分は1,748万2,620円となっており、現年度分については約430万円程度減となっておりますが、過年度分につきましては、約480万円増となっております。古いお金を余計過去の分を払っていただいたということですね。その分現在の住宅の滞納が払っていないということです。

前年度収納実績から推計しますと、5月までに払ってもらうことになります。出納閉鎖までに985万円程度の滞納になると思われます。

ですから、今現在2,000万円あるんですが、5月までで徴収して、985万円までに圧縮するというところでございます。

今後の徴収対策といたしまして、未納者はもちろんのこと、保証人に対しても督促を行い、未納額の抑制に努めてまいるといふふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 太田研光君、再質問ありますか。認めます。

○11番（太田研光君） それでは、二つほど質問させていただきます。

最初は、財政再建のチェックといいますか、これから追求していくのを現状の組織の中でやっていくと、こういうふうにおっしゃっていますけれども、やっぱり私は、この際3年間ぐらいで本当に財政危機を打開していくということからすれば、今までの組織だけで、あるいは副町長あたりが覚悟を決めてやっていくということではなければ、やっぱりもとのもくあみになるんじゃないかと。ただいまいろいろ話があったように、財政再建の中で一生懸命やっても、1年に3億7,000万円ぐらいしか節減できない。しかし、もう一步町税とか、あるいは健康保険

税とか、そういうものの未納額を見ても、やはりこれは削減以上に滞納がまだまだあると。こういう状況じゃないかと思しますので、一つは、財政再建というのをもっと厳しく受けとめて、やっぱり組織挙げてやってもらいたいというのが一つ。

それからもう一つは、やはり経費を削減する徴税に対する未納額を聞いたわけですが、この中には取れないものも相当あると思いますけれども、いずれにしても相当の金額ですから、その辺のところの、ことし、それに対する徴税に対する考え方をもう一度お聞きをしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回の財政再建プランは、総務課に組織をある程度の組織、4人でスタートして、議会とともに財政再建プランをまとめさせていただきました。

そのまとめた中で、財政再建プランの平成19年度の効果、先ほど議員からご指摘ございましたけれども、3億7,000万円程度になるだろうと予測をしております。

そうした中で、実はそのうちの2億円は、首長、議員の給料・ボーナス、職員の給料・ボーナスということで、3年間は大体1億3,000万円はもうこれはチェックをしなくてもという大変なんですが、条例できちんと位置づけられておりますので、その効果はもう確保されたというふうに思っております。

それまでの効果につきましては、やっぱり各課でそれぞれ担当して、最終的な取りまとめは企画財政課において、今度は副町長、助役が副町長に変わりますけれども、副町長の指示のもとにきちんとチェックをして、そのチェックは議会並びに住民に公開すると。住民の方も「ああ、生ぬるいじゃないか」という批判が多分出てくるのではないかと思いますし、逆に「こんなに厳しいのはいかがなものか」という議論も出てくると思うんですね。

ですから、そういうことで、我々は取りまとめをしたのは、議会のチェックに委ねるし、また、町民にも情報を明らかにして、町民にもチェックをしてもらうということで、平成19年度は、200万円の金額はどうか分かりませんが、税金と仕事という関係で、町民全部の世帯に皆さんの税金がどのように使われているかということをも冊子にして配る予定にしております。

ですから、今回はおおむね財政再建調査特別委員会の方々とまとめておりますので、そのチェックの方法につきましては、副町長以下でやって、後は議会と町民のチェックも待ちたいというふうに考えております。

第2点、今滞納額大分あるということでございます。これは、内容を分析して見なければならぬのではないかなと。厳しいリストラの状況で、町の場合は、前年度に税金を課税するも

のですから、首を切られて、次の年、お金がないときに税金をかけているような状態でございます。ですから、大変厳しい状態にある方もいらっしゃる。その辺はきちんと分析をして、悪質なものを、これについては、やはり今までは財産の差し押さえ、要するに赤紙を張るというようなことをやってきませんでした。それがちょっと甘えにつながっていた面もございます。高額なお金については、仙南地方広域行政事務組合の方に滞納処分というのを委託しておりますから、大口については、そちらの方から滞納処分できると思います。

ですけれども、町も平成19年度滞納の徴税システム、ちょっと正確にあれですが、そういうシステムを予算化させていただいて、滞納している人がどういう税目、使用料、滞納しているのかどうか一目でわかるような徴税システムを導入して、滞納処分、差し押さえ、銀行、預金とか給料、そういうものを徹底して調べて、そして、悪質なものについては、強制的にやっていくというスタンスをとってまいりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 再々質問許します。

○11番（太田研光君） それでは、最後ですけれども、やはり、テクニックだけの問題ではないんですけれども、相当いろいろな要素があると思いますけれども、結局滞納を減らさないことには、財政と申しますか、そういう問題が解決しないと、こういうふうになると思いますので、ぜひいろいろな策はあると思いますけれども、仙南の市町村のグループで請求するもの、あるいは町でやるもの、あるいは各課が担当するもの、あるいはそのほかということで、ぜひ町税あるいは健康保険税、あるいはその他の未納金を少なくするという努力をことしもぜひ続けていただきたいと、こう思います。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めますか。（「答弁は要りません」の声あり）

これにて11番太田研光君の一般質問を終結いたします。

次に、10番我妻弘国君の質問を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔10番 我妻弘国君 登壇〕

○10番（我妻弘国君） 10番我妻弘国君です。

柴田町の入札を考える。

1点だけ質問させていただきます。

昨年12月の第4回定例会におきまして平成17年度、平成18年度の柴田町の入札に関して一般質問をしました。残念ながら、「一般競争入札導入は、他市町村が取り組んでいない状況では、我が町だけが一般競争入札を導入することはできない」との答弁でした。

昨年12月と今回では3カ月しか変わらないのですが、国の入札方針が大きく変わってきており

ます。前回の町長答弁を書かれた方や答弁をされた方の考え方は、一般住民の目線とかけ離れているように思われますので、再度質問させていただきます。

2月17日の河北新報朝刊に福島、和歌山、宮崎の談合事件が相次いだことで、総務省と国土交通省は、地方自治体の公共工事発注に際しては、全市町村に一般競争入札を導入する素案がまとまり、早ければ3月末までに地方自治法の施行令や政省令を改正するとありました。

また、2月20日にはその素案が確定したとの記事がありました。余りにひどい談合が横行しているので、国でも入札改革を急いだものと思います。

談合がなぜ騒がれるのか。その理由として、次のことが言われております。談合は、企業間の自由な競争を妨げる。自由な競争がなければ、懸命な経営努力や技術向上はなく、価格競争も生じない。コスト高につながり、税金が必要以上に使われる。

これらの点についてどう考えるのかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 我妻弘国議員の柴田町の入札制度にお答えしてまいります。

議員からは、昨年12月の第4回定例会でもご質問ありましたが、議員ご指摘のとおり、談合は企業間の自由な競争を妨げ、企業の懸命な経営努力、技術向上、価格競争を生じさせず、したがって、コスト高につながり、税金が必要以上に使われていることとなります。

談合は悪であり、絶対に許されるものではありません。

この談合を防止するため、このたび総務省と国土交通省は、すべての自治体で一般競争入札を導入することを柱とした報告書をまとめております。

報告書では、都道府県と政令都市において、予定価格1,000万円以上の工事で一般競争入札を導入すると明記し、実施に向け、早急に取り組むとしております。政令都市以外の市町村については、工事価格の下限を示さず、導入を求めているところでございます。

現在柴田町では、仙南地域で実質的に唯一5,000万円以上の工事について一般競争入札を実施しておりますが、この総務省と国土交通省の報告書を受け、今後の国、県、隣接市町の動向を見ながら、価格要件の引き下げを実施し、段階的にこれまで以上に一般競争入札が実施できるよう配慮するなど、ご指摘のとおり、税金が必要以上に費消されることのないよう考慮してまいります。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 早速一問一答方式で質問しますので、ご答弁をお願いします。

今回の質問は、平成13年から平成18年までの入札結果を見て、それから、国の方針が変わりましたので、向こう1年間町の入札の方法が変わっていくんじゃないか。そういう予想のもとに質問させていただきます。

資料は、企画財政課からいただいた一般契約の書類でございます。これは、前回要望していただいております。

町では一般競争入札が5,000万円以上となっておりますが、今回国では1,000万円以上の工事を原則としていますが、町の考え方としてはどうなんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） それでは、ご質問にお答えを申し上げたいと思います。

国では1,000万円以上ということで、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。全国を見ますと、今47%の市町村、全国市町村で47%の自治体が導入をしているというふうに新聞等で報道されております。

我が宮城県でございますが、先ほど質問にもありましたように、談合等がございまして、今2月現在の結果でございますが、83%の市町村が導入しているというような実態でございます。

ですから、今回国の政省令の改正では、まだしていない市町村があるものですから、1年以内に導入をしてくださいというような改正になるのかと思います。

そういったことございまして、私ども既に試行から含めまして、現在5,000万円以上の予定価格を一般競争入札に付しておりますので、その辺はもう既に実施済みと、導入済みというふうに言えるのではないかなと、このように思っております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 平成13年から平成18年までの5,000万円以上の事業が合計22件ありました。そこで、一般競争とされたのが8件です。ただし、制限付一般競争入札でありました。

一般競争の、今回あったわけですけれども、総事業、平成13年から平成18年までの契約状況の件数は503件あったんですよ。そのうち一般競争入札が8件だけです。パーセントに直しますと0.14%です。この割合をどう思われますか。一般競争が実施されている。しかし、0.14%ですよ。どんなふうに考えますか。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） 私もちょうと今資料を見ているんですが、多分この資料をばらばらになっているのではないかなと思っております。

ご案内のとおり、平成12年度から平成17年度までにつきましては、13件一般競争入札を実施

させていただいております。平成18年度は1件でございますから、これまでは13件というふうに私どもとらえております。

そういった中で、5,000万円以上ということで限定をさせていただいているものですから、いわゆる入札件数の中で占める割合は、今おっしゃったような数字になるのかなど、このように思っておるところでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） この8件の、私の調べたのでは8件しかないんですよ。平成13年から平成18年、平成18年は50件の契約件数です。ですから、その後のやつは入っておりません。8件の予定価格の総額8億6,956万8,000円、これが予定価格です。落札価格は7億1,063万円となっております。落札率を見ますと81%なんです。非常に下がっているんです。この81%の率をどう思われますか。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） 私も資料を見ておりまして、平成13年から平成16年までということでございますね。（「平成18年までです」の声あり）平成18年までですね。8件確かにございまして、平均落札率、おっしゃるとおり81%でございます。

この結果を踏まえまして、実はこれは最初に言えばよかったんでしょうが、平成12年から平成17年につきましては、試行的に実施しておったということでございます。

ですから、81%ということを重ねて受けとめまして、平成18年から本格的に導入をさせていただいたということでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 22件のうち残り14件、5,000万円以上の、これは指名競争入札であります。予定価格が22億4,787万2,000円、落札価格が21億3,448万円。落札率95%でした。ちなみに、官製談合で知事が逮捕された宮崎県の落札率は95.8%。0.8%しか違っていません。どう考えますか。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） 指名競争入札、それから一般競争入札を比較されてのご質問だと思います。

確かに指名競争入札におきましては、落札率95%ということになっております。それから、一般競争入札は、先ほど言いましたように、81%ということで、大分開きがございます。これにつきましては、私ども、ですから今まで試行錯誤しながら、一般競争入札の導入に向けてこ

れまでいろいろとやらせていただいたということでございます。

95%という数字でございますが、私どももその年々の、いわゆる入札予定件数というものがございまして、それを見ながら、いわゆることしの入札方針をどのようにしていくかということで決定をさせていただきながら、実はやってきたのがこれまでのやり方でございます。

ですから、これは少し私どもはしよるのではないかなと思いますが、国の方でも先ほど言いましたように、自治法の政省令の改正が行われるということでございますので、これを真摯に受けとめながら、やはり一般競争入札に柴田町も隣接の町村よりも早くやっていると言いながらも、やはり早目にやっていかなければならないと、このように思っております。

今 1,000万円以上の一般競争入札を導入しているのは、県内を見ますと、宮城県、それから仙台市、この前新聞等に載りました。ことしの7月から実施なんだそうです。それから、松島、ああいった官製談合があったものですから、松島でもやるというふうに伺っております。

それから、既に実施しているところは、仙台市近郊の富谷、それから利府がそれぞれやっているということでございます。

ですから、私どももこういったことを踏まえながら、今後検討してまいりたいと、このように思っています。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 非常に検討していただきたいと思っております。検討する予定ではだめですよ。必ず検討してください。

平成13年から平成18年までの503の事業の入札予定価格が74億7,519万3,250円、落札価格が68億2,388万7,013円になっております。落札率を見ますと、91%になっております。ですから、9%の経費が削減されたというわけですけれども、具体的に見ますと、総額75億円の事業を入札をかけたら、6億7,500万円、9%で6億5,000万円浮いたと。経費削減ができた。しかし、本当の一般競争をしたら、さらに落札率5%は下がったんじゃないかなと。こういうふうに思いますが、入札委員会の委員長はどう考えますか。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） これまでの平成13年からこれまでににつきましては、先ほどお話し申し上げましたように、一般競争入札の試行を含めながら実施させていただいたということでございます。

平成13年度からの、私も統計的には持っていないんですが、今我妻議員がおっしゃるように、今現在の落札状況を見ますと、平成17年は91.19%でございました。議員がおっしゃるとおり、

これまでの平均に近い数字でございました。それで、私どもは、平成17年度におきましては、大体 5,000万円削減されたのではないかなと、このように思っています。

それが平成18年、今まだ執行中でございますが、現在の平均落札額 86.44%までに下がっているということでございます。

それで、今のところは、幾ら経費的に浮いたかといいますと、1億 1,000万円。ですから、我妻議員がおっしゃるように、5%下がれば 5,000万円単位でこれからも落ちるということがやはり私も予想されると思います。

ですから、やはり一般競争入札制度に向けてこれからやるべきだと、このように思っているところでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 多分そういうことだと思いますけれども、例えば、私5%下がったということは、5%下がると3億 5,000万円浮くんですよ。町も子育て支援とか、教育の予算がどんどん削られている。こういうのに回したらどうでしょうかと私は思いますけれども、まず、平成18年度の契約、これは50件しかありませんね。これをちょっと分析したんですよ。

そのうち 1,000万円以上の下水道工事を見ました。13件あります。総工事の予定価格は2億 2,080万 1,000円です。平均落札 94.69%。全体の落札金額が2億 907万 6,466円となって、浮いたと思われるお金が5.31%で 1,172万 4,533円。昨年平成18年ですよ。ただし、追加変更があったんです。これが 508万 2,000円です。これは、下水道工事ですから、いろいろと地面から見えないところのいろいろなところの難しい問題があって、追加になっております。結局3%が浮いたお金です。金額で 662万 4,000円。これが先ほど制限付一般競争入札をかけたなら 1,000万円以上、81%という数字出てきたんですよ。そうしますと、追加工事を入れましても83%で上がっているんですよ。そうするとどのぐらい浮いたかというのと、3,753万 6,000円浮いているんです。率にしますと 467%、約5倍近くお金が浮いたと。そういうことになります。

さて、それでは、町内限定で指名となります限られた業者さん、これ指名業者。これ固定化すると、小さい町ですよ。そうすると、相手方が見え見えになるんですよ。調整が簡単にできると考えますが、入札委員会の委員長はどんなふうを考えておりますか。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） 先ほどの話でございますが、平成18年度の契約状況でよろしいのでしょうか。

私どもメモ的にはそういうような統計をとらせていただいております。確かに下水道工事につきましては、1,000万円以上13件ございまして、94.69%ですか。そんな平均落札率になっております。

しかしながら、1,100万円が浮いたわけですが、後で設計変更というのがあります。これにつきましては、皆さんご存じのとおり、土の中なものですから、掘ってみないとわからないというものもご理解いただければなど、このように思っています。

例えば水がわき出てこないことを想定しながら掘削工事を行っているわけですが、水がわき出てきた場合の対応とか、そういったことになると、例えば落札率が100万円の工事に対して90%ですから90万円で契約をいたしましても、水が出てきた分を合わせますと、95万円の工事になるということをひとつご理解いただければなど、このように思います。

それから、町内を限定しての、いわゆる指名でございますが、これは、これまで言われてきたとおりでございます。限定することによってお互い相手が見えてくるというふうな結果にも私もなると思います。

ですから、私どもそういった談合が起こりにくい体質といいますか、関係といいますか、これをどのようにするかということでございまして、究極は、業者の方々もきちんと業者のモラルに従って競争に参加していただくというのが私は常道ではないかなと、こう思っております。

町もそのように願っているんですが、やはりその辺はお互いに人間関係でございますので、そういった疑わしき事実もなきにもあらずということで、実は業者間の談合ができないようにブラインド方式というものを採用させていただいております。ブラインド方式は、ご存じのとおり、だれが指名をされているか全然わからない方法をとっておるということでございます。具体的に申し上げますと、いわゆる通知書も今までは役場の方に通知書を取りにきていただいていたんですが、全部郵送でやらせていただいているということでございます。

それから、設計の金額、予定金額と申しますか、それにつきましても、入札の当日私の席でもって関係者でもって決定をさせていただいたということでございます。

それから、オープンブック方式ということで、入札に際して業者の方から積算内訳書の提出もさせていただいております。これは、後ですごく参考になりますということは、例えば5社の業者が入札に参加した場合、どこでいわゆる相違があるのかということを見ることが出来ます。それから、私どもが積算した内容になっているかどうかということも実は見ることが出来ます。

そういったことで、ブラインド方式を採用させていただいているということでございます。

それから、官製談合ですね、先ほど問題になりましたように、隣、福島県、それから県内でも松島町の官製談合がございました。こういったことがないように、町長初め――町長はできるだけ入札にかかわらないような、私どもシステムをとっております。ですから、問題は、私を含めて職員がどのように口のチャックを閉めるといいますか、そういったことをやるかということではないかなと、こう思っております。

そういったことをしながら、談合の起こりにくい体制を私どもはこれまでどおりやっていくつもりでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 実は私のところに平成13年度町内の業者さんからの要望書が別なところを経由して私のところに入ってきております。

その要望書の中身は、「大きい金額の事業を分割して公平に案分してほしい」と。さらに、「柴田町だけが一般競争入札を実施するのは納得できない」。こういうふうに言われております。

しかし、平成18年度のさっきの下水道工事のあれを見ましたら、町内の全業者にきれいに渡って、十数社ですけれども、きちんと割り振りされているような感じがします。

それから、地方団体が指名競争できる場合は限られております。例えばよく下水道のところに行きますと、沈理工法なんていうのがありますね。あれはライト工業の特許です。例えば特殊な技術を持っているなどのときでありますね。指名競争入札は、一般競争に付することが不利と見られるときを拡大解釈して習慣化したもの、こういうふうに言われております。これをあえて続けるとすると、契約の信義、誠実の原則に反し、法令に違反した契約として住民から批判されるということになりますが、委員長はどんなふうに考えますか。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） 我妻議員の方に業者さんから要望書があったということだと思んですが、これはこういうことが言えるのではないかなとっております。柴田町が一般競争入札を導入いたしました。隣接の町村を見た場合どうでしょう。やはりまだ、先ほど83.7%が導入しているということなんですが、実質導入だけをしてあって、やっていないんですね。これが実態でございます。多分町内の業者さんは、柴田町だけがやられたのでは、私の方の町にどんどんどんどん仙台の業者も、いろいろな業者が入ってきますよと。私たちはまだまだ中小企業なので、体力的にも技術的にもあの人たちにはちょっとかなわないんじゃないかという不安感から、議員に対して要望があったのではないかなと、このように思っております。

私もこれは大変難しい問題でございまして、いわゆる先ほど国の方でも自治法の施行令の改正をするというふうにおっしゃっております。その中で、いわゆるとりあえず都道府県と政令市だけは1,000万円以上という下限の工事予定金額を求めながらやるべきだというふうに言っております。それ以外は、明示しなかったという理由はそこにあるんじゃないかなと、こう思っております。いわゆる政令市といいますと、仙台市、それから宮城県ですね。この近辺には業者数は物すごい業者が集まっております。私ども仙南地域、仙台と比較した場合、そんなに業者数もないわけでございます。そして、いろいろ、例えば住民の生活の中に溶け込みながら、地域住民のために、役場ばかりじゃなくて、公共工事ばかりじゃなくて、民間の工事もやらせていただいているのが実態ではないかと、こう思っております。

そうした業者がそういった競争によってもまれるのが私は当然だと思いなながらも、やはり一気にそういったことに持っていくのではなくて、徐々にいわゆる実施の方向に向けてやるべきではないかなと、このように思っております。

そうしたことを考えながら、先ほど指名競争入札、制度上は確かに議員がおっしゃるとおりでございます。ですから、その制度に目的に近づくように、私どもも努力していきたいな。努力していくべきだと、このように思っておりますが、先ほど言ったような実情も地域にあってはございます。そういったことも勘案しながら、できれば隣接町村、いわゆる県南といいますか、名取以南すべてそろって私どもはやるべきではないかなと、このように思っております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） そのとおりだと思います。

町長にお伺いします。

平成18年、宮城県は地域ブロック限定方式というのを提案しております。これは、県南を一つにして入札をやったらどうかと。町長は、恐らく2市7町の会議、または県に行って、今回国からこういう提案されたが、これは当然一般競争入札の大変難しい問題なので、提案して、皆さんと首長たちと一緒にこれを解決する努力が必要じゃないかと、そう思います。これが一つ。

それから、今委員長は段階的に云々と言われましたけれども、

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、一問一答方式ですから。町長。

○町長（滝口 茂君） 今入札の、助役の方から答弁しましたけれども、実はここが一般競争入札と地元の業者との関係、これが一番大切なのではないかなというふうに思っております。

国の方でもやはり中小企業の入札への機会を確保しなければならないというようなことも想定されましたので、今回は政令都市、県段階で1,000万円以上ということにしたんだというふうに思っております。

それだけ競争にさらされれば、地元の中小企業は負けると。負けたら倒産と。すべて町長が悪いということにはならないとは思いますが、そういう意識はあるんですね。ですから、地域限定ということであれば、柴田町だけはもう5,000万円です。ほかの自治体はやっていないということであれば、やっぱり地域限定、名取から南は、同一歩調で金額を合わせてやるべきだと。その主張は、当然私はやらなければならないと。

そういう意味で、柴田町は5,000万円以上で率先してやっておりますから、率先してやるのが私の務めかなというふうに思っております。同一歩調であれば、業者の方々もその中で切磋琢磨できるのではないかと。今は柴田は来られっ放しで、大河原に行くと、それは地域限定、大河原だけですだからだめですと、こういうことでは、機会均等にはなっていないと私なんかは考えているんですが、仙南段階での統一歩調、それは随時私も議員がおっしゃったとおり、声を上げていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 町長、今町長そういうふうにやって、今度県に行って、それから、隣の市町村といろいろ相談をして、段階的にやっていければというような話。

それから、恐らく国の方からの指示が来るんじゃないかと。ですから、5,000万円と。そういう話はなくなって、多分1,000万円だと、こういうふうに私は考えます。努力していただきたいと思います。

しかし、地方自治法に、「長は、入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない」と、こういうふうになっています。ですから、本来はやっぱり一般競争入札というのは、どなたにでも入っていただくと、こういうことが自治法では決まっているんです。一応これを勘案してやっていただきたいと思います。これは要望です。

それから、入札委員会の委員長は、常日ごろ入札の会議、いろいろ報告があつて、議会といろいろやりとりするわけですが、そのとき、よく「地域の建設業の育成に寄与したい」、こういうふうに答弁がありますね。しかし、今回の地元企業の育成、まず一つは、財務基盤ということがあつたんですね。それからもう一つは、技術的に云々とよく言われています。これは具体的にどのような支援体制をしてきていたのかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 助役。○助役（小泉清一君） お答えを申し上げます。

私もこれまで地元企業の育成という話をしてまいりました。これは、何度かご答弁を申し上げているところで、繰り返しで申しわけないのですが、ご案内のとおり、町内の中小企業と申しますか、建設業だけを申し上げますと、12社しかないんですね。さまざまでございます。いわゆる国で定めております経営事項審査表、総合評点というのがございます。これをそれぞれ1企業ずつ審査を受けておるわけでございますが、私どもで言っている750点以上のいわゆるAクラスと申しますか、それは昔は4社あったんですが、2社しかなくなりました。それから、Bクラスということでございますが、これについては400点以上ということになります。それが大体すべてでございます。残りCクラスは1社だけというふうな実情でございます。

これをいわゆる柴田町以外の、柴田町で見えていますAクラスと対等に、今のところには体力的に、それから基盤的にもかなわないだろうということで、一般競争入札の場合は、そういった、例えば750点以上の人たちが柴田町で、例えば制限付とした場合、隣、例えば大河原町から入っていただく場合は800点にしようということで、実は対応させていただいているところでございます。ですから、そういった支援を今まで行ってきたということでございます。

それから、技術力の導入と申しますか、支援は、ちょっと難しいですね。ですから、私ども企業にお話ししているのは、皆さんも例えばいわゆるゼネコンと申しますか、大規模企業と一緒に手を携えているいろいろな工事をやる場合、その工事の仕方とか、資材の求め方とか、そういったものを勉強するべきだというふうに実は企業の皆さんにはお話をさせていただいております。

そういったことが私どもの主な支援と申しますか、常に、いわゆる入札があるたび町内業者の皆さんにお話ししているのは、談合はだめですよ。私はいわゆる地元企業の育成という甘い言葉で言っているのではないですよ。育成と談合は違うんですよということを口をすっぱく言わせていただいているところでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 私もその話は何回も聞いているんですけども、先日建設業の経営審査ということが新聞に載っておりました。審査の主な項目、年間平均完成工事高、100%のうち35%、これを言うそうです。自己資本額と職員数10%、売り上げ高、営業利益率や自己資本比率、これは20%、技術職員数20%、工事の安全成績や営業年数、これが15%、合計100%。

そうすると、町では年間平均完成工事高だけを援助している。財政基盤というのは、結局これだと。それで、Aクラスをずっと750点を維持するためにこういうことをやってきたと、そ

ういうふうにとらえても、答弁を聞いてもいいのかどうかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） 我妻議員のおっしゃることは、日本経済新聞ですか、これを私も見せていただいております。

確かに経営審査の主な項目ということで、今おっしゃられたような数字が載っております。これは、宮城県で県内のいわゆる建設業者、一律的にこれで総合評定をして、Aクラス、Bクラス、Cクラスという4段階ですか、Dまであるんですが、に分けさせていただいているということでございます。

これはなぜかということなんですが、やはり私ども工事を発注した場合、いわゆる粗悪工事でなくて、きちんと健全な工事をしていただきたいという一つの目安でございます。ですから、経営力のない、それから、技術力のない、これはだれとは申しませんが、それがA、B、C、Dランクづけされまして、私どもはその工事の金額によって、この工事であればいわゆる総合評点は何点以上であれば間違いなくやっていただけるであろうというような目安として今のところは指名のかかるものについては指名をさせていただいて、一般競争入札にかかるものについても、総合評定を少し高目に設定をさせていただきながら、間違いのない工事をしていただくということで、今私どもは指名をさせていただいているということでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 今粗悪工事という言葉が出たので、ついでにお伺いしておきますけれども、宮城県の建設業協会の奥田和男会長さんは、「一般競争入札の拡大は、ダンピング競争になる粗悪工事を招く」と、こういうふうに言われているんです。

粗悪工事を防止するため、国では管理職員の研修強化を求めています。柴田町職員の研修強化策はどのようにされるんですか。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） 私どもは、竣工検査をさせていただいて、最終的にはきちんとその工事が設計どおりできているかどうかを確認をさせていただいています。

それだけでは今おっしゃるとおりで、足りないものですから、いわゆる落札企業が決定いたしまして、そこから私どもはどうするかということになりますと、いわゆる資材等の検査から実は始まっておるところでございます。資材等の検査をさせていただいて、途中いろいろな問題が発生してきます。その都度現場に出向きまして、技術的な指導、それから諸問題について対応させていただいておるということでございます。

そういったことをしながら、最終的には竣工検査をさせていただいて、問題の起こらないようにしている。

それから、職員の技術研修でございますが、これにつきましては、県の方で技術者会議をさせていただいているんですね。それに出席をしておりますし、また、職員がいわゆる仙南2市7町でそういった協議会というものを自主的に設けているんですね。そこに行って研修を、いわゆる時間外でございますが、しているという実態でございます。

そういったことで、職員も自分の能力を高めながら検査に当たっているというのが実態でございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） わかりました。

柴田町では電子入札というのをやっているのかどうか。

もしやっていないければ、対応はできるのかどうか。もしやるとすればいつからやるのか、そういうこともちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） 電子入札、私もこの立場に立ちまして、前からそれを標榜してきておったところでございます。

しかしながら、今電子入札を実施しているのは、宮城県でまだやっているとは聞いていないですね。ですから、いろいろなところではやっている、いわゆるいろいろなところと申しますか、全国では事例が少ないわけでございますが、やっている都道府県と申しますか、市もあるのではないかなと思っております。

私も最終的には電子入札が一番談合が起こりにくい入札の方法かなと、このように思っております。

それにつきましては、今の柴田町の体制、それから、いわゆるネットワークの仕方、いわゆるパソコンの導入状況を見ますと、少し時間がかかるなど、このように思っております。

しかしながら、先ほど国の方でも自治法の政省令が変わりまして、1,000万円以上を一般競争入札導入すべきだということがございますので、それらも含めて、私は5年以内に柴田町も電子入札に取り組む時期が来るのではないかなと、このように実は一人思っております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 私は、新聞を読んだ限りは、速やかに導入してくださいと、こういうふ

うな国の意向が書いてあるような気がしたんです。電子入札やっているのは、横須賀はもう前からやっておりますよね。かなり有名になっておりますので、私も読んでいましたけれども、大変難しいのかなと思っていたんですけれども、落札率が下がって、非常にいいということが記事に書かれております。

実は、入札参加停止業者の情報を自治体間で共有する通報制度というのが今回国ではペケになっております。これはやめよう。しかし、例えば今度談合やった人は、今まで自治法では2年だったんですけれども、今度3年まで延長しますよと、こうっております。

こういうことなんですけれども、柴田町のそういう、例えば入札に参加させないというような業者は、どこからどういうふうに入札情報を入れるんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） 自治体間の通報制度を今度やめようということでございまして、私の方も実は困ったなど、このように思っております。

今全国的にいわゆる談合事件が発生いたしまして、その都度宮城県でそれを情報を察知してくれております。それを私ども教えていただきながら、実は指名停止をさせていただいているということでございます。

今のところ、柴田町も直接関係はないんですが、大手の企業が主でございますが、大体20件程度の業者をいわゆる柴田町に登録をしておりますので、指名停止をさせていただいているということでございます。

それで、今後の通報制度がなくなりましても、私どもはやはり宮城県、いわゆる県でございますので、町村を指導する義務があると思っておりますので、そういった情報をいただきながら、今後も指名停止等の措置を図ってまいりたいと、このように思っております。

それから、いわゆるこれまでは地方自治法上、法律上、制度上は2年以内の指名停止期間ということになっておりました。これが新聞等によりますと、3年に拡大されるということで、私どももそのとおりやはりやっていくべきだと、このように思っておるところでございます。

これまでは制度上やれなかったんですが、1年、36カ月といいますが、指名停止をさせていただくと。私個人的に考えますのは、それだけでもやはり談合事件等を見ても、いいのかなと。もう少し厳しくしてもいいのかなと実は思っておるところでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 私たち議会は、入札を監視する、いつもそういうところできちんとやっているわけなんですけれども、町の入札委員会できちんと監視する制度が入札委員会だけでできる

のかどうか。これをお伺いしたいと思います。

私は、議会はもう当然ですけれども、第三者の方にも、例えば別に監視委員会というのをつくった方がいいんじゃないかなと、こういうふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） これも新聞等を見た限りで大変申しわけないんですが、やはりそういった動きが出ているんですね。

問題は、そういった、いわゆる入札に際してのいわゆる指名といいますか、どういうふうに入札をやっていくかということを第三者も含めて相談しているところもございます。これは、どちらかという、先ほど言いましたように、政令市とか都道府県の段階ではそのようにやっておるみたいでございます。

ですから、ここが難しく、私ども小さな市町村でも第三者を入れて、そこまで私もやっていくべきだと思うんですが、まだまだそこはお互いの見合せといいますか、状況を見ながら今後対処をしていくというのが実態ではないかなと思っております。

しかし、今やっている入札のいわゆる考え方といいますか、どのようにして業者を選定するかということにつきましては、今のところは私は職員で十二分にそういった監視機能といいますか、それはやられていると思っております。できていると思っております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 入札の結局決めどころというのは、価格になるんですけれども、今度は総合評価方式を国は出しているんですね。例えば技術力、それから町の廃棄物の再生資源化に取り組んでいる方、それから子育て支援をやっている方、それから男女共同参画に一生懸命やっている、そういう事業者を委員長か、それとも委員会か、それを評価して加味すると、こういうふうになっているんですけれども、そこら辺は、どのように考えるか。

また、総合評価方式というのを入れますと、ちょっと心配な点が一つあるんですよ。発注者側、特に町長の私意が入る心配がある。そこら辺を両方お答えいただければと。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） 今議員がおっしゃるとおり、国では総合評価方式とか、貢献度とか、そういったものを言っております。

私どももその内容を実は宮城県のものを見ておるんですが、宮城県もそういったものを導入はしているものの、実質的にはどのようにそれを入札に加えているかというのがまだまだ見えておりません。

ですから、そういったものを私どももこれからいわゆる導入に当たってどのような総合評価方式とか貢献度を見ていくかというものを少し勉強させていただければなどと、このように思っております。これはちょっと難しいことなんですね。余りやり過ぎますと、恣意的ということになろうかと思えます。

例えば、私ども入札に当たっては、最低応札者を落札者ということで決定をさせていただいております。それを覆して、第3位の落札者を、いわゆる貢献度でもってやっていいのかという問題もあります。これをだれがどのように判定するのかということになりますと、いろいろと難しいですので、少し今後検討させていただきたいと、このように思っております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） もう一つ。今度ホームページでいろいろなことが我々の議会のこともホームページでいろいろと今度流してくれると。大変うれしい町の取り組みではありますが、この入札に関してもホームページで公表をきちんと、何社参加して……、私たちにいただけるような資料をあのとおり出してもらったらいんじゃないかなと、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） 議員おっしゃるとおりでございます、これは、去年からですか、入札予定ということで、ホームページで公表させていただいております。

それから、結果につきましても、例えば小泉建設が落札しましたと。工事はこういうことですよと。期間はいつからいつまでですよということで、公表は実はさせていただいているところでございます。

もう少し内容を吟味しながら、一般町民の方も見た場合、こういった工事をきちんとやっているんだなというふうに、内容まで理解できるようなものに少し変えていくべきだなと、このように思っておるところでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） そうですね。改良するところは改良して、そういうことで、入札委員会の委員長は、できるだけもっと町民の方がわかるような、そういうホームページをつくっていただきたいと思えます。

実は、談合疑惑度という、ちょっと聞きなれない言葉を今回勉強させてもらったんです。自治体の予定価格に対して実際に落札された価格の割合が落札率。落札率が95%を超えた公共事業について、全国オンブズマン連絡会議は、談合が行われた疑いが強いと見て、その割合を談

合疑惑度としております。

宮城県の場合は、談合疑惑度が 1.5% で、日本一低かったんですね。柴田町の場合どうなのかということで、調査してみました。平成13年度は95%を超える落札が38、事業数が 106で、106分の38、約36%が談合の疑惑があったと、こういうふうに疑われる。宮城県の入札状況から比べると24倍になります。平成14年度は 114分の52、46%、県と比較しても30倍の疑惑度が高くなっております。平成15年度は75分の25、36%。平成16年度は84分の28、33%。平成17年度は74分の25、34%。平成18年度は途中ですが、50分の19、39%になっております。昨年も39%、約10件に四つは、50件あったんですから、20件ぐらいはそういう疑いの目で見てもいいんじゃないかと、こういうふうに、私が言っているんじゃないですよ。これは、オンブズマンが言っているんです。そういうことなんです。

一般競争の入札というのは、だれのためにするのか。これをやっぱりきちんと考えてもらいたいんですね。一般町民の利益のためになるからだと。特に今回は、財政再建が非常に難しくなってきました。これは、町長何としてもこれを取り入れないと、町民から「え、何だ町長は」と、こういうふうに言われますよ。ひとつこら辺の疑惑度について委員長、どういうふうに考えますか。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） 私も統計的にといたしますが、これまでの入札結果を見ておまして、おっしゃるとおり、いわゆる一般的に95%以上の落札率につきましては、談合の疑惑があるというふうに聞いております。

私ども、そういうふうなことがあるものですから、実は一件一件ごとに落札があった時点で、先ほど言いましたように、オープンブック方式ではないんですが、業者から出されました積算書等を精査させていただいているということでございます。

なおかつ、その工事がきちんとできたかどうか、中途半端にできていないかどうか、疎漏工事でないかどうかをきちんと私どもも見きわめさせていただいておるということでございます。

平成17年、平成18年の私資料を今見ているんですが、平成17年度、これは結果論でございますが、24件ほど、95%以上の落札率の入札があったということが24件でございます。それから、平成18年度、今資料、お互いに持っているのが、私はどちらかという新しい方かなと思っておりますが、今のところは21件でございます。ですから、今から出てくるかどうかは別といたしまして、4件ほど少なくなっているのが実態でございます。平成17年度を見ますと 100%の工事、12月でご指摘いただきましたように、実は4件ほどございました。ことしはないん

ですね。今のところですが。これは、何かといいますと、先ほど言いましたように、きちんと私どももいわゆる応札に際しての積算内訳書等、それから、管理をさせていただいている結果かなと、このように思っております。

あと、もう一つは、これは、はっきり申し上げますと、こういうことなんですね。100%の工事、前回もお話し申し上げましたように、例えば物品を買う場合、市価100円のを私どもが大型店、量販店等に行きまして、大型店で売っているのはいわゆる8掛けの80円で売っていますよと。それに割り引いてうちの方で入札にかけたら100%で売れたというのが実態でございます。

ですから、業者も一生懸命企業努力しながら、町にどのくらい入札においてサービスできるかを真剣に考えながら、応札していただいているのかなと、このように思っております。

私は、いわゆるこの95%なくなるためにも、やはりおっしゃっているように、一般競争入札といいますか、そういったものに切りかえていくべきではないかなと、こう思っていますし、先ほど町長が言いましたように、地域差を今後どのようにしていくかというのが今後の一番の課題ではないかなと、このように思っております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 今のお話本当にそのとおりでないかなと、こういうふうに思っていますが、ただ、測量委託の件につきましては、前回も質問させていただきましたけれども、これは、予定価格のつくり方が非常にまずいんじゃないかと、こういうふうに思います。

いいですか。例えば1,000万円という予定価格に対して落札価格が250万円とか300万円とかいっぱいあるんですね。どうも測量委託ということになると、これはどこら辺にそういう問題が出ているのか。これは、答弁委員長でいいんですか。余りに予定価格と落札価格が全然、70%も80%も違うと。こういうことになる。この組み方がちょっと計算の仕方がおかしいんじゃないかと、こういうふうに私は思うんです。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） 実態のことはちょっと私も詳しくわかりませんので、一般的なケースといたしますか、それは建設課長にちょっと、よろしいでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） では、私の方から答弁させていただきます。

一般的というよりは、現実的に測量委託する場合、積み上げ方式でお金は算出しております。というのは、一定の範囲等を見ながら、どれだけこちらで求める技術力を出して成果品と

して出していただけるか。それを面積要件とか延長要件等々を含めてリンク数、どのぐらいの人がかかるということを出すわけです。それに基づいて、今度は会社関係の経費相当をプラスいたしまして、設計価格とするわけですが、今全国的にいろいろな問題されているのがやはり今議員おっしゃったとおり、委託関係の低落ということで騒がれております。

それについては、当然経費関係、会社側の経費がゼロぐらいに算定をして出しているというものがあるということは聞いております。ということは、現実的に会社の一応利益ということには結びつかないということになりますので、今コンサル関係については、大分淘汰されているような状況下にあります。

今後国の方の動きなんですけど、そのコンサル関係の委託料の低落についても調査は今進めているようでございます。先ほど申し上げたように、直接の人件費にかかわる分しか算定していないという実態があるということでございますので、それらを踏まえながら、会社経営ができるような、今度は価格設定の問題等々についても調査すると。それに基づいて、コンサル委託についてもある一定の基準を設けながら、今度は各市町村の方にいろいろな通知等々があるんですが、それらで縛りをかけてくるということが想定されると思います。

ということは、イコール業者さんみずからかなり首を絞めて、会社経営がもうできない状況の入札、応札をしているというのが実態かなというふうには感じております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 課長、そうは言うものの、この契約内容を見ると、大体委託されているのも大体平均に配分されているんです。そして、契約の入札の価格も大体50%を切っている方が非常に多いと。全部じゃないですよ。

こちら辺が都市計画あたりでも積み重ねると予定価格をつくっているというけれども、どうも甘いんじゃないかと私は思いますので、なお一生懸命勉強していただければと、こういうふうに思います。これは要望で結構です。

入札委員長は、今助役であります。この4月から副町長という呼称になりますね。資料を読みますと、副町長の権限がかなり強くなっているんですね。今までの助役は、町長の補佐という方に、ちょっと陰に隠れたようなところがあったんですけども、副町長は、今度「事務の委任を受けた場合、その都度長の判断を仰ぐことなく、副町長がみずからの権限と責任について事務を執行することができる」と、こういうふうになっております。「長の意向及び判断の範囲内においてみずからの担当事項として処理することができる」と明確にされております。助役に比べ権限が非常に強化されたものと、こういうふうに言われております。

そうすると、大体町長と似たようなものだと、権限として。こういうふうになりますと、入札委員会の委員長としてふさわしいのかどうか。私は疑問に思うんですよ。どのように考えますか。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） 4月から私も助役じゃなくて、副町長ということで自治法の改正がありまして、今おっしゃるように、町長がいわゆる権限を委譲するものにつきましては、町長に委任を受けたものですから、実際に実施することができるということになります。

これまでも実は正式に委譲はされていないんですが、今お話されておりますように、入札に関しては指名競争入札には委員会の委員長とか、それから、税等につきましては、徴税等滞納審査委員会とか、いろいろな委員会をその都度立ち上げさせていただいて、そのときの委員長を町長にかわってやらせていただいております。

それを今後町長と明確にというのは、余りあれなんです、自治法がそういうように決まりましたので、きちんと制度を定めさせていただきながら、私どもいわゆる担任といいますが、事務をとっていきべきかなど、このように思っているところでございます。

私は、入札制度審議会の会長を今仰せつかっておりますが、隣接の町村も大体同じような、場合によってはまだまだ町長さんがご本人でおやりになっているところもあるんですね。県内の町村を見ますと。しかし、柴田町はご存じのとおり、二十数年前でしたか、この柴田町でもこういった談合事件がありまして、首長がやめるといような事態も発生しております。それ以降、やはり首長サイドではうまくないだろうということで、今日まで助役がかわってやってきているのが実態でございます。

ですから、私も歴代の助役と同じように、いわゆる町長から任された委任につきましては、その名に恥じないようにひとつ努力させていただきたいなど、このように思っております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 先日東海地区でゼネコンの談合がありました。ちょっと柴田町のとはけた違うので、2兆円であります。半年前に談合をやめろと言ったゼネコンなんです。それで、この談合では95%以下の人を落札者と決めて、その他の人は全部95%以上に応札しろと、こういうふうなことをやったそうです。非常にこのごろの談合もいろいろあの手この手、例えば予定価格に対して20%ぐらい下げる。そして、今度追加工事で10%ぐらい上げて90%ぐらいにすると。そういうやり方もあるし、いろいろな方法変わっております。

このように、談合がますます巧妙化しているときに、委員長の入札委員会、年何回ぐらい研修して、それからいろいろなことを検討されているのか。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） 東海地方といいますか、名古屋のことをおっしゃっているのかなと、このように思っております。本当にゼネコンも含めまして、談合事件がまだまだやめると言いながらもやっているのかなと、このように思って、私どもは大変遺憾にいたしますか、驚きづくめでございます。

まだまだ談合体質というものが根強く残っているのかなと、このように思っておるところでございます。

私は、これもこれまでも述べてきたわけですが、きょうも冒頭に話をさせていたたきました。談合は、やはり業者間の体質にあるのではないかなと思っております。ですから、業者そのものが談合をしないんだというような強い決意といいますか、ことで、企業もお互いに競争して努力するということが一番大前提ではないかなと、こう思っております。

しかしながら、それがまだまだそういったことができないものですから、町としては、先ほど言いましたように、オープンブック方式とか、それから官製談合防止とか、そういったものをやらせていただいているというのが実態でございます。

そういったことでございますので、今後も私どもはそれに向かっては、やはり談合ができないような仕組みづくりといいますか、それに向かって努力していくしかないのかなと、このように思っております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 残り時間11分ありますけれども、11時50分になりますとベルが鳴りますね。50分までで終わらせたいと、こういうふうに思っております。

3月2日に町から配付された行政機構、職制などの改善、事務経費の縮減についていろいろと記されております。

（F）のその他の項目に一般競争入札制度についての項目がありました。今まで私の質問とは別に、大きく異なる見直しというものはあったのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 助役。

○助役（小泉清一君） このいわゆる行財政改革47項目、皆さんといろいろと審議していただいたほかに、内部として改革をすべきものがあるかということで、40項目を出ささせていただきました。

その中に、やはり今いろいろ議員から質問いただきましたように、国の方でも自治法の改正によって1,000万円以上とか、一般競争入札を導入すべきだというようなお話をしておりますので、これはきちんと諸問題がありますので、入札の要件をどうしていくかという、大きな制度改正にもかかわってきますので、内部できちんとそれは精査をしながら進めるべきだということで、内部プランの一つに上げさせていただいたということでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） あと2分ですけども、もうあとは要望だけで終わらせてもらいますので、残りあと1分ぐらいです。

最後に、今回ことしから来年にかけて国から恐らく示される入札改革というのが出てくるんじゃないかと、こういうふうに思います。

ぜひスムーズに実行できますよう、入札委員会、また執行部で検討して、努力されることを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤一男君） これにて10番我妻弘国君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時49分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、17番杉本五郎君の質問を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔17番 杉本五郎君 登壇〕

○17番（杉本五郎君） けさ太田議員の質問に答える形で町長は、この議会、質問席も変わったし、質問の仕方も変わったと。そういう意味では議会の改革の第一歩ではないかなと、こんな話をされました。

私もきょうはそういう意味では議会改革の、ことしは元年で、きょうは元旦かなと、こんなふうに思います。

ただ、私はこの議会改革、質問席が変わった、あるいは一問一答方式が変わったということだけではなくて、やっぱり中身も変わらなくてはならないのかなと、こんなふうに思います。

今までは一般質問ずらっと何問も何問も質問して、自分で質問したのを忘れるくらいに質問

して、私はよく答弁漏れありませんかなんて言われて、自分が質問したことをわからないもの  
ですから、再質問もそこそこというか、本当に踏み込んだ質問ができなかったんですね。今度  
は、そういう意味では、一問一答方式ですから、ゆっくり執行部と議会が今町が抱えている問  
題点について議論を深めて、そして、町民の期待にこたえられるような議論を展開していかな  
くてはいけないのかなと、こんなふうに思います。

そういうことを念頭に起きながら、以下ご質問を申し上げます。

どうする菊の会との協働。

本町では窮迫する財政状況を乗り切る策として、昨年9月の全員協議会に「財政再建対策に  
ついて」とする財政再建プランを提出してきました。

議会としても直ちに「財政再建調査特別委員会」を設置し、財政再建プランに盛られた内容  
にとどまらず、あらゆる角度から徹底した検討を加えてきました。

また、町主催の町民懇談会にも特別委員会として参加し、町民の生の声を聞かせてもらいま  
した。

ただ、私は、こうした身を削るような取り組みにもかかわらず、ある種のもどかしさをどう  
することもできませんでした。それは、将来の柴田町をどうつくっていくかということが全く  
見えなかったからであります。確かに言葉としては、町の広報などの文章に「住民参加による  
まちづくり」とか「住民との協働によるまちづくり」など、心踊る文言が見えますが、さてそ  
れでは、それを実現するために行政は何をしようとしているのか、さっぱりわかりませんでした。

私は、こうしたことを委員会の中で終始言い続けてまいりました。特に、町ににぎわいを興  
し、元気をつくるための歴史ある町の二大イベント、「菊の祭典」と「さくらマラソン」につ  
いては、町民懇談会でもその中止を惜しむ声が数多く出されました。

そこで、次のとおりお伺いいたします。

1) まず最初に、菊の祭典は平成19年度から休止、柴田町菊花展については、「菊の会で決め  
てくれ」となっており、さくらマラソン大会については、「体育協会や各種競技協会が町を頼  
らず、自主運営をしてほしい」という一方で、自主運営のできる組織になるよう育成に力を入  
れなければならないとの期待感もにじませています。

町は、現時点で中止や休止をしようとしていることはわかりますが、将来をどうしようとし  
ているのか、その決意が見えません。

2) 今どこの自治体も一様に「住民と行政の協働のまちづくり」と叫んでいます。

ただ、不幸なことに、たまたま時期が自治体の財政危機と重なったことから、財政的に手詰まりとなった行政が本来行政のやるべきサービスまで民に丸投げしているとの印象があることも否定できません。

本来地域づくり、まちづくりというのは、そこに住む人たちが生きがいと夢を持って住めるまちづくりであり、言ってみれば一人一人の人生を張りのあるものにしていける人をふやすことだと言った町長もおられます。

そういう意味では、まちづくりは手段であって、目的ではない。目的は、個人個人が夢を持てる町、幸せづくりのできる町にすることだと思います。

こうしたことから、私は、これまでの菊の祭典は、町のにぎわいを創造すると同時に、そこに出品する菊を1年の歳月をかけ、丹精込めてつくり上げることに喜びを持つ人たちがいることは、それ自体地域づくりであり、まちづくりでもあると思いますが、いかがでしょうか。

3) こうした中で、昨年11月27日、柴田町菊の会の会長から柴田町議会議長あてにしばた菊の祭典改革素案が出されました。

そこには、菊を愛する思いと柴田町にとって菊は単なる祭典だけのものではなく、農家における切り花栽培として全国にその名を知られる主要農作物にまでなっており、また、菊の栽培技術も飛躍的に向上し、今では「菊のことなら柴田町」と言われるようになったと農業振興や栽培技術という無形の財産に寄せる情熱が語られていました。

そして、町の財政にも十分な理解を示されて、今後は菊の会が中心となりながら、実行委員会方式でやりたいので、何分のご指導、ご協力をというものでした。

その菊の会では、さらに案を練られ、近く実行委員会の設立総会を開くまでに至ったと聞いております。

私は、こうしたやる気のある団体、地域を育成していくことこそが協働のまちづくりの基盤づくりになるものと思いますが、この菊の会と町はどのような協働を目指していくのかお尋ねをして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 杉本五郎議員にお答えいたします。

どうする菊の会との協働について、3問ございました。

まず、1点目です。菊の祭典の将来をどうするかということでございます。

しばた菊の祭典につきましては、菊の会や他市町の菊愛好者の方々のご支援とご協力により

これまで実施してきたところでございます。

菊の祭典開催にかかる経費につきましては、企業からの場面協賛金、入場料、町補助金等で運営をまいりました。

場面協賛をしていただいた各事業所、団体数は、約 330社でありましたが、昨年は 220社となり、協賛金につきましても約 1,300万円をピークに、昨年は約 550万円と減少しております。また、入場者も約 5万人をピークに、昨年は約 2万人と、半分以下になったところでございます。

したがって、菊の祭典を開催するたびに約 250万円から 300万円の赤字となっているところでございます。

また、町が主催する宮城県大菊花展、あぶくま急行沿線市町菊花友好展では会場設営、謝礼、賃金等で約 1,050万円を支出しております。

この中には職員の人件費を含んでおりませんが、しばた菊の祭典の全体経費で約 1,500万円の赤字となっております。

このようなことから、財政再建対策の一つとして、遺憾ながら菊の祭典を休止することになりました。

しかしながら、柴田町菊の会の努力と熱意により、菊の会が主体となって実行委員会を設立し、柴田町菊花品評会、宮城県大菊花展、全菊連宮城県支部競技花大会を実施する方向で現在進んでおりますので、町としてもできる限りの支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

さくらマラソンの将来展望につきましては、現在柴田町体育協会は、20種目の競技団体で構成され、会員は 2,400名を超える組織でございます。

さくらマラソンについてですが、平成19年度からの財政再建プランの中で財政再建の道筋がつくまで当分の間休止とさせていただくことをご理解をいただいたところでございます。

今後につきましては、町の事業から分離・独立させ、その実施運営を町体育協会、または、町陸上競技協会に担っていただく方針で、それぞれの会長職と協議しておりますが、現在の体育協会の事務局を町職員が担当している実情を踏まえて考えますと、いずれの協会での実施運営は、現在大変難しく、できない状況であるとお話をいただいているところでございます。

2点目、菊の祭典に出品する菊を1年の歳月をかけ、丹精込めてつくり上げることの喜びを持つ人たちがいることは、地域づくり、まちづくりであると思うが、どうかという点でございます。

町の各種イベントや行事等に参加していただいている団体、また地域と密着な活動をしている団体など、町には数多くの各種愛好会や団体があり、にぎわいのあるまちづくり、地域づくりに貢献をしていただいているものと考えております。

菊の会におきましても1年間の歳月をかけ、丹精込めてつくった菊の出展や町内の各小・中学校の児童生徒に菊づくりの講習を行ってきた活動などは、まさに地域づくり、まちづくりに大いに貢献をいただいたものと思っているところでございます。

3点目、菊の会と町はどのような協働を目指すのかにつきましては、町は、柴田町菊の会と菊の祭典の休止について協議を重ねてまいりました。

その後、柴田町菊の会が主体となった菊花展を実施したいとの申し出がありましたので、これまで町が主体となり実施してきました菊の祭典に係る各種事務事業の内容等について、菊の会と一つ一つ協議を重ねてまいりました。

今後は、菊の会が主体となって実行委員会を設立し、菊花展事業を展開していく方向で進んでおります。

町と菊の会の事務等の取り扱いの内容を十分協議し、役割分担をしながら、また、経費の一部を補助する等で、できる限りの支援をしてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君の質問を許します。

○17番（杉本五郎君） 一問一答方式に入る前に、私が質問している趣旨についてちょっと申し上げたいと思うんです。

これは、3点申し上げておるんですが、一つは、結局金がない、金がないと町長はよく言うんだけど、しかし、金がないからこそ、やっぱり柴田町はこういうような方向に進むんだよという方向性をきちんと示すべきじゃないかと。貧しいながらも楽しい我が家をどうつくっていくかと。金がないことはもうみんなわかっているんだから、そういう町をどういうふうに進めていくかという方向性がひとつ見えないのではないかとということをお尋ねをしておきます。

2点目では、住民主体のまちづくりとか、あるいは協働のまちづくりというようなことをよく言われるんですが、協働とか、あるいは住民本位のまちづくりとは一体何なのかと。このところには、私と町長には若干違いがあるんですね。そのところをお尋ねしていきたいと、こういうふうに思います。

それから三つ目、私は、菊の祭典をどうするかということで尋ねておるんですが、この菊の

祭典にどういう支援をするかによって、柴田町が民との協働にどういうふうに入力していくかということにかかわってくると思うんですね。そういう意味で、菊の会のことを題にしながら、全体的にやっぱり柴田町が今後協働のまちづくりをどうやっていくのかということをお尋ねしているつもりなので、そういうことでお答えをいただきたいなと、こう思います。

まず最初に、柴田町の進むべき方向ということでは、町長は、今回の平成19年度の施政方針の中でこういうことを言っているんですね。「行政ニーズが拡大するばかりで、それに対応するにはとても行政だけでは手に負えなくなった。だから、住民協働型のまちづくりを進めていかなければならない」と言っておるんですね。

私は、やっぱり確かに金がないから、行政だけで住民のニーズをすべて満たしていくということは不可能だということは町長と認識を一にするんです。

ただ、問題は、違うのは、協働のまちづくりというのは、金がないから協働するというところが、ちょっとこのところが余りにも発想が貧困過ぎるのではないかなと。金がないからではなくて、やっぱり協働するということが、金があるなしにかかわらず、これは必要なことではないかと、そんなふう思うんですが、まずその辺ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 杉本議員から質問の趣旨をまとめていただいて、その前提でご質問すると。その趣旨は、私とはそんなに違ってないということもまず、ここでお答えしておきたいなというふうに思っております。

先ほど言ったように、金がないというのが一方的に流されておりますが、金は前の町長と同じ110億円の予算規模を使わせていただいております。実は、中身が違ってきているということでございます。社会保障にどんどん使っておりますし、また、衛生関係も使っております。ですから、予算の中身が使って、町長が自由になるお金がだんだん少なくなっていると解釈していただきたいと。そこが理解をいただかないと、金がないのではなくて、社会保障に使わざるを得ないということです。医療も同じです。

その中で、協働は、お金がないからじゃなくて、行政が社会の問題を解決するときに、行政の力だけではできない面がいっぱい出てきました。それは、家庭の崩壊、全部崩壊してしまっているわけではありませんが、地域のコミュニティの崩壊によりまして、本来は行政がかかわるべきでない問題、それもどんどん役所の方に要求される。隣の音がうるさいとかという問題も、本来であれば行政がかかわる必要ないんですが、全部役所に頼ってくるような動きになっ

てきております。

そういった中に、やっぱりコミュニティの信頼というのがあれば、そういうことが少しでも少なくなるのではないかと。

それから、子供の見守り、これも役所の職員がすべて対応できなくて、柴田町では「見守り隊」という、自分たちで子供たちを守っていこうと、そういうことも協働の一つであるというふうに私は考えているところでございます。

ひとり暮らし老人の見回りも、これは役所にすべてというのはできません。ですから、地域の課題を解決するときには、確かに予算が、町長のお金が苦しくなっているということは間違いございませんが、それだけではなくて、地域の課題を解決するにはどうしても地域の力をかけないと根本的な解決にならない、そういう時代になっているので、協働ということでございます。貧しい発想ではないということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） やっぱり、町長の今の話を聞いても、どうしても金がないから住民の力をかりるといふことに協働というものを求めていくのかなと、こんな気がしてならないです。

実は、今大変なのは、金がないから住民のサービスができなくなったということが大変ではなくて、むしろ地域というものが今崩れていくということが大変なんですよ。その今崩れていく地域をどう建て直すかということが協働で建て直していかななくてはならない。そこだと思ふのね。

だけれども、町長の話を聞くと、どうしてもサービスができなくなる分何とかあんなたちでやってくれやといふのが協働だといふふうにとれてしまうんだね。私は、そうではなくて、今話したように、今地域自体が崩壊寸前にある。それをどう建て直していくか。これは、地域の問題ではなくて、町の問題であり、国の問題ではないかと、こういうふうに思ふんです。これは、夕張の問題もそうなんですけれども、その辺もう一遍お尋ねをしたい。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） ちょっと言葉足らずで、そういうふうを受けとめられると大変ちょっと心外なので、ちょっととられ方がまだまだ足りないかなと思ふんですが、まさに杉本議員と同じように、地域のコミュニティが崩れてきて、本来行政が対応しなくてはならない、そういう課題もどんどんふえてきて、行政の守備範囲がだんだん広がってきている。そこには当然お金で解決しなければならないものが出てくるわけですね。

そうじゃなくて、今杉本議員おっしゃるように、地域というのをもう一度みんなの力で建て

直すと。その方向でお願いしたいんですけども、なかなかこういう世の中で住民だけで建て直せないと。そこはやっぱり行政がいろいろな形で人ともお金とかで応援していくと。そういうことで、地域をもう一回見直していくということを考えているものですから、杉本議員とそんなに根本的に違ってはいないのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 協働というのは、これは崩壊しつつある地域をどういうふうに住民と行政が一緒になって建て直していくかということについては、同じ認識だと、こういうことなので、安心いたしました。

それで、参考までに申し上げますが、国土交通省が「新たな地域力と地域社会の持続可能性を探る」という報告書を出しているんですね。この報告書の中でも「地域が地域としての存続さえ危ぶまれているとのせっぱ詰まった危機的状況下に今立ち至っている」と、こういう認識を国土交通省が出しているんです。

これを受けて、総務省は、ことしは4月1日から「頑張る地方応援プログラム」というものをスタートさせるんだそうです。これは、地域で自主的に元気な地域をつくらうとする市町村を総務省が応援していこうと、こういうことらしいんですね。

私は、やっぱりこういったようなことを考えながら、今地域が崩壊するということは、地域の人たちばかりじゃなくて、いろいろなやっぱりサークルも含めて、特に老人会連合会なんかもそうなんです、そういった各種団体の力もかりる。そして、地域の人たちの力もかりる。そうして崩壊する地域を建て直していかなくてはならないんじゃないのかと。

そうだとすると、先ほど町長は、菊の会について、「経費の一部を補助しながらお手伝いをしていきたい」と、こういう話をされましたが、私は、お手伝いとか支援をするということではなくて、一緒にやっっていこうということではなければいけないのではないのかと、こういう気がするんです。その辺もう一遍お尋ねをしたい。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 国の方も「頑張る地方応援プログラム」ということで、七つほどの分野で地方から提案を求めているようでございます。柴田町も4月以降経営改革ということのテーマでぜひとも柴田町から提案をさせていただきたいというのは、もう柴田町は財政再建の道筋がこの議会です承いただいておった面もございまして、数値目標がはっきりできますので、これに取り組んでいきたいというふうに思っております。

二つ目の、確かにいろいろな各種の団体とか、老人クラブとか、いろいろな団体の人たちが

集まって、地域をどうしていくのかということこれから考えていかなければならない。そのときの地域の自治組織、そういう組織をつくって、地域をどのように持っていったらいいかというのが大きな私は行政課題になるというふうに位置づけているところでございます。

そうした中で、ちょっと今ご指摘があって、確かに今回は菊の会の場合は、支援ということで考えておりましたが、一緒にやっていく。役場の職員と菊の会と一緒にやっていくと。その方向は今言われて、はっと気がついたということでございます。どうしても支援というと、一歩退いてというようなことにとられがちでございますが、そこは役割分担を明確にして、気持ち是一緒と。ただ、役割はちょっと違いますよということでやらさせていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） いよいよ本論に入っていくんだけど、まず、一緒にやっというところ。地域の人や、あるいはいろいろな団体と協働を進めていこうという場合に、今度町長問題なのがさっきから申し上げているように、地域で地域力がなくなって、例えば町と一緒に協働する場合に、町の方が元気があっても地域の方が元気がなくなっている。例えば老人会なんかもそうですよね。老人会なんか年々年々会員が減ってきて、老人会と一緒に何かをやらうとしても、老人会の方が力がなくなっている。今大事なのは、やっぱりそういった、いわゆる協働のパートナーがパートナーとして今力をなくしている。そのこのところがやっぱりこれからどう建て直していくか。力をつけていくか。ここが問題だと思うんですね。その辺について町長はどういうふうにお考えなのかお尋ねをしたい。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 確かにこれまでの集まり、固まりというんですか、老人会とか、きょうも午前中お見えになっていましたが、婦人会とか、既存の組織、これについては、杉本議員おっしゃるように、力が落ちてきたのかなと。一時代の交流がちょっと低下してきているのかなというふうに思っておりますが、また別に、機能別というんですか、環境問題に詳しい方々、それから福祉にボランティア、そういう方々は別な意味での地域の中に力が出てきているグループもでございます。

ですから、そういう方々と今度は一つの場で一緒にお互いの団体のいいところ、協働できるところを話し合っ、そして、それを地域の中で実現していったら、その相乗効果でもう一度老人会とかというものの意義というものを認めてもらうということもこれからあり得るのではないかなというふうに思っております。

ですから、すべて地域の中の既存の団体、確かに落ちていますが、落ちっ放しではなくて、新たな視点を入れることによって、地域の中にもう一度コミュニティを再興していくという機能がつくれるのではないかと。それを役場も考えて、支援していくと。そういうふうにならなければならぬのではないかなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 私が町長に申し上げたいのは協働という美名に隠れて、行政のサービスを地域に下請けさせるというか、そういうようなことがあってはいけないということを申し上げているんですね。

今回の財政再建調査特別委員会なんかでもいろいろ議論をしたんですが、もう項目四十何項目ありますけれども、みんな金がないからこれは削りましょう、あれは削りましょうということであって、削ったやつを住民とどういうふうに建て直していくかという視点がないんですね。そのところを私は金がないから下請けに住民を利用しようと、こういうふうにはしているのではないかと、こういうことを申し上げているんですが、その辺町長はどうお考えなのか。もちろん下請けなんかさせませんと言うとは思いますが……。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） どうしても杉本議員と考え方は同じ、流れは同じだと思うんですが、金がないのではなくて、町長に自由になる金が今後もますます少なくなっていくということでありますので、どうしても行政が携わる分野というのを狭めていかないといけません。そのときに最初に町としてやらなければならないのは、病気になっている方々とかハンディを持っている方々、子供たちと、そういうふうな方にシフトをしていかざるを得ないということなんです。

ですから、金がない、金がないんじゃないかと、最近私は金がないとは言わないんです。社会保障を充実していると、こういうふうには言っています。ですから、むだな金はほとんど行財政改革の中で見直して、切り詰めてきたつもりです。議会の方からも指摘がございましたので。あとは、どこに限られた予算の中で事業を、ウエートを置きかえていくか。収入はもう決まっているんですね。収入は決まっている。社会保障は10%必ず伸びていく。その10%を国はよこさないんですから、その辺をかえって、ですから、下請けという考え方はもちろんしないんですが、地域の中でできること、例えばひとり暮らしのお年寄りに対してたまには声がけ運動をしていくとか、それから、みんなで健康づくりをやっていくとか、花いっぱい運動、これはやっておりますけれども、それから草刈りなんか自分たちでもうやっていくと。そういう

ことにかえていかないと、幾ら皆さんから税金を預かって、預かった以上にサービスを提供できないと。そういうことも町民の方々に訴えて理解をしてもらわなければならないのではないかというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 町長にお尋ねをしたいんですが、今の話を聞きながら、例えば財政再建のことで地域懇談会をやりましたね。地域懇談会のことについて、先ほどけさ方太田議員からも話があって、大体町民の人たちは納得されたようだという話がありました。

私は、本当に町民がそのことを納得したのかということになると、疑問があるような気がするんです。結局は、町長は「金がないとは言いません。私の自由になる金がないということです」。理屈は同じなんですよ。言っているのは、そこまで言われると、町民は、そこまで言われれば何も言えないと。だから、これは納得したんじゃないかと、金のないことを理解したと、こういうことじゃないかと思うんですよね。

その辺ちょっと町長は、本当に町民に説明をやって、町民が心から理解をしたというふうに思うのかどうか。先ほど私は、貧しいながらも楽しい我が家をつくりましょうということで話をしたんですが、やっぱり理解をするということは、「そうか、柴田町は金がなくなっちゃって、町長はこういう町をつくらうとしているだから、それでは一緒に家づくりをしましょう」というのが理解をしたということになると思うんですが、先が見えないんですね。どんな家をつくっていくのかという、先が見えなくて、今金がないよ、金がないよということしか聞こえてこないから、住んでいる人たちは、各部の者はしょうがないなと。しょうがないなということじゃないかと、こんなふうな気がするんですが、町長はその辺どのように理解されているか、ちょっとお尋ねをしたい。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 地域懇談会では初めて柴田町の財政の現状、それから、国の三位一体改革の中で国からの仕送りに頼ってきた面がございます。その将来の流れも見据えて、10年間の本当に精緻に財政シミュレーションというものをつくらせていただきました。そのときになぜ柴田町が町長の自由になるお金が少なくなったのかという原因をまず理解してもらう必要があるだろうと。それは、やはり柴田町で一番多いのが多額の公債費、過去の事業のツケで、今お金をいっぱい返していかななくてはならない。借金を返していかなければならない。まず、そこに理解をいただきたいというのが一つ。

それから、国はもう地方に地方交付税をこれまでのように右肩上がりではやらないよという

ふうに言ったと。その分財源を移譲するというふうに言ってきております。ところが、今回の国の流れを見てみるとわかるんですが、国は7兆円の税収がふえるんです。平成19年。地方には7,000億円の地方交付税を減額してよこすんですね。それはなぜかと。地方税の税収が伸びているからと。出口では同じだよと。ところが、税収が伸びているのは、東京とか愛知、大阪、あちらの方が伸びているものですから、プラスマイナスでゼロで、伸びているところがあちらとすれば、東北は逆に税収は伸びていないと。にもかかわらず、地方交付税が来ませんから、そういう現実の財政状況を見据えた上で、お互いに柴田町の財政を理解した上で、じゃこれから杉本議員おっしゃるように、どういう町をつくっていくのかというところを議論をしていかなければならないと。その原点を私は口をすっぱくして住民懇談会で訴えてまいりました。

ですから、初めてこういう資料を出されて、問題点がどこにあったのか、すべての町民ではないですけれども、参加された方々は、理解をしていただいたのではないかなと。

そして、やっぱり自分たちでやろうという声が大分聞こえてきております。ですから、この住民懇談会、議会と一緒に歩いたということは、大変住民にとって危機感を抱いていただいたし、自分たちで町をつくっていかなければならないという思いも少しは芽生えてきているというふうには私はとらせていただいているところでございます。

それから、どんな家になるのかということでございます。これにつきましては、いろいろな切り口がございます。都市計画の切り口ということであれば、再三再四申し上げておりますように、まず、道路網の整備ということ。面整備としては、あぶくま急行までのゾーンを柴田町は都市市街地というふうに考えているというふうに申し上げました。

産業政策のビジョンということであれば、誘致ということもやりますが、なかなか誘致をする場合の仕組み、資金の問題、土地の問題でございますので、そちらはそちらとしながらも、自分たちの持っている資源、これに磨きをかけて、そして人を集める。そちらの方で産業政策を展開していくというようなことを申し上げております。

それから、社会面ではとにかく安心安全なまちづくりをみんなで作っていくという分野分野でございますが、ビジョンを示しながら、まちづくりを進めさせていただいているというふうを考えております。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 住民懇談会で住民の理解が得られたかと聞けば、町長は「得られました」というのは、これは当たり前なことだと思うんですが、ただ、やっぱり住民側と行政側

の意識のずれというのはあるんですよね。町長の方は、確かに住民から理解を得られたと、こう思っているかもしれないけれども、しかし、住民の方からすれば、私が言っているように、「もう金がないというんだから、町長に何言ったってできないんだからしょうがないべな。我慢すっぺや」と、それだけにとどまっているのではないかと思うんですね。

そうだとすれば、そのところから住民と行政の協働というのは出てこないんじゃないかと、こんな気がします。

これは、2月23日の河北新報なんですが、やっぱり協働について行政と地域の人たちの間に意識のずれがあるということが河北新報に出ているんですね。これは、盛岡なんですが、盛岡では行政側は協働協働ということで、かけ声だけは勇ましいんですが、しかし、協働に対する行政側の認識というのは大変薄いと。35%は協働の必要性を感じていないということで、盛岡の行政の方では答えていると。ところが、NPOの方は、逆に協働が必要だと。協働が必要だということは、やっぱり自分たちで仕事をする場合に、行政と一緒にやりたい。行政の力をかりたい。行政の知恵も欲しい。こういうことでの協働だと思うんですが、そういうふうに変な行政と住民との間にずれがあると。これは河北新報の盛岡の例なんです。

町長は、そういうことを柴田町の場合、住民と行政とのずれがあるというふうに思うのか、あるいはないというふうに考えておられるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） まちづくりということでございますと、今までは町に対していろいろな住民からの要望、陳情ということでございました。ところが、今回の懇談会でやっぱり町にも収入というものがございまして、限界があるんだということをお話し申し上げました。もっと住民の皆さんに収めていただいた税金がどのように使われているのかということをやっぴり情報公開、情報提供をしていく必要があるということで、今回は、詳しく平成19年度の予算を通させていただければ、それを冊子にまとめて各世帯に配布して、町はこういう仕事をしていますよということをお知らせして、ご理解を得るようなことはやっていきたいというふうに思っております。

確かに協働というのは、前は住民参加という言葉がございました。これも最初のうちは住民参加ということが行政は我々はプロなんだから、行政参加ということは、まだまだ重きを置かなかった時代がございましたが、今は住民参加というのは当たり前というような状態になってきました。住民参加を訴えない我々も首長も議員もいらっしやいませんね。そのように、協働もこれから一歩進めて、町と一緒にやっていくということが必要なんだろうというふうに思いま

すが、議員おっしゃるとおり、まだまだ地域の中で協働というのは、行政の下請け、やらされるという意識があることは事実でございます。そこをお互いの立場を理解し合って、そして、一緒に町をつくっていくということで、お互いの考え方を歩み寄る議論をこれからも続けていかないと、杉本議員おっしゃるように、ずれのしっ放しということで、本来の協働が言葉だけになってしまう可能性はあるという意識は持っております。

だからこそ、これからはどういうふうにして町と地域の人たちが協働していけば、地域がよくなって、暮らしやすい地域になるのかというところを大いに議論をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 大変いいお考えを聞かせていただきました。

私も今回たまたま菊の会の方には行政に詳しい人が会員としておって、その人が中心になってこの菊の会で実行委員会をつくろうと、今動きをしておられるわけですね。だからこそ、何とか菊の祭典、規模を縮小しながらもやっていけるような状況になったと、こういうふうに思うんです。それは、ほかの団体ではなかなかそこまでいかないんじゃないかと。ほかの地域でもなかなかそこまでいかないのではないのかと、こういうふうに思うんですね。

例えば今回の菊の祭典にしても、当初は中止と。マラソンも中止と。こういうふういきちつと言っておったんですね。ところが、逆に菊の会の方から「こんなに歴史のある行事をなくされるということは、とても辛い。何とか私たちでやるから、だから行政の力をかしてくれ」というようなことで、むしろ逆に私は、盛岡と同じように、菊の会の方が一生懸命で、行政の方の背中を押して行政が動いてきたと。こういうような気がするんです。

その辺について、事実関係、私が思っているとおりなのかどうかお尋ねをしたいと思います。菊の会に背中を押されて行政が重いみこしを上げたと、こういうふうに私は認識しているんですけども、それでいいのかということです。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（大久保政一君） 菊の会の役員さんと実は話をしております。

まず、先ほど杉本議員言われたとおり、今町の財政状況、それから観光協会の収支関係、それから、政策としてある程度新柴田町財政再建対策本部である程度決定していますよという話を実はしております。

その中で、今後どのようにしたらよいかということと一緒に考えましょうということで、知的応援といたしますか、人材応援といたしますか、まずそれをしますよと。それから、どうして

も、例えば続ける、やろうというときには、額は言わなかったんですけども、やっぱり補助といえますか、財政的にも支援をしていかなければいけないだろうということで、それを今後一緒に考えていきましょうというお話は申し上げました。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 私は、この菊の会の取り組み、これは今後柴田町がいろいろな面で住民との協働を進めていく上に当たって、大変重要な目標になるんじゃないかなと、こんなふうに思うんです。

率直に言って、町長、町長は住民の中にも一生懸命協働をやろうという動きが出てきておりますと今話をしておりますが、正直に言って住民のほとんどの多くは、どのようなことをやるのか、まずお手並み拝見しようとか、無関心というか、そういう人たちが非常に多いんですよ。率直に言って。

それをそのままにして、例えば今度の菊の会の取り組みを菊の会だけに任せていってしまえば、菊の会の人たちは多かれ少なかれ、いずれ疲れが出てきて、しりしぼみになってしまうんじゃないか、こういう私は危惧をするんです。

ですから、この菊の会が一生懸命取り組もう。そして、今優秀な行政に詳しい人がいて、そういうエネルギーがあるという、その菊の会の取り組みについて、町も今一生懸命やって、さらに菊の会に力をつけていって、そして、菊の祭典が住民主導のお祭りになっていくというような仕組みをつくり上げていくことが大事だと思うんですよね。

菊の会でやるから、支援をします。お金を少し出しましょうということではなくて、今一緒に小規模ではあるにせよ、一緒に菊の会と取り組みをしながら、菊の会の体力をつけていく。そういうことも町としてしていかななくてはならないんじゃないのかと。それをすることによって、今度はいろいろなマラソンなんかも、それではおれたちもやってみようかというふうにながって行くので、その辺町長どうお考えなのかお尋ねをしたい。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） まさに菊の会が私が思い描いている一つのケースではないかなというふうに思っております。

まず、自分たちでやろうとしていることを自分たちの力でまずやろうとする気持ちですね。ただ、自分たちでやれない部分は、もちろん役所に協働で一緒にやろうと声がけする、その主体的な取り組み、こういうものが町の中にどんどん出てくるのがこれからの柴田町の発展の要素に大きく貢献するというふうに思っております。

菊の会は、確かに高齢者の方々が多くなっておりますので、このやる気を応援して、菊の会が今後とも菊の小規模に、ちょっと小さくなりますけれども、自分たちの生きがい、それから柴田町の誇りとして続けられるよう、やっぱり協力して、その協働の一つのいい事例として示していくのがいいのではないかなというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 協働というのは、行政のサービスを民に下請けさせることではなくて、一緒にやって、そして、その事業がさらに発展をしていくように行政も一緒にやるということが大事だということを私今町長の言葉から受け取ったんですが、それでよろしいかどうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） はい、結構でございます。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） それで、これもまた河北新報なんですけど、この間3月1日の河北新報、これは三本木の取り組みなんです。三本木で「祭り、手づくり、地域・人づくり」ということで、学習発表会というのをやったというんですね。これは、153団体が参加して、大変な盛り上がりになったということが載っておるんですが、この手づくりのお祭りに地元企業6社もブースを構え、自社製品をPRしたり、整骨院なんかも来て、来場者をマッサージをしたりしながら、町民全体のお祭りにしたと、こういうような新聞が載っているんです。

実は、私何年か前に議会運営委員会で修善寺というところに行ったんですよ。修善寺でも菊祭りをやっておったんです。その修善寺の菊祭りというのは、町とか菊の会とかじゃなくて、あるスペースをそれぞれの企業に貸して、そこでその企業が自分の会社のPRを兼ねた菊飾りというのか、そういうものをやって、大変すばらしい菊のお祭りだったんですよ。それを見ながら、町の方にもああいうやり方をした方がいいんじゃないかなんていうことを話をしたことがあるんですが、まず、大事なのは、柴田町で菊の祭典を住民と一緒にやると。協働でやるという場合に、その菊の会だけに任せるんじゃなくて、さっきも申し上げたんですが、これが町民全体を巻き込むような祭りに仕上げていくということが大事なんじゃないかと、こういうふうに思うんですね。

これは、菊の会だけではできないので、やっぱり行政が支援をするということではなくて、行政はみずからやっぱり一緒になってやらないと、この三本木のお祭りや、あるいは修善寺の菊祭りのようなわけにはいかないのではないかと、こういうふうな気がするんですが、その辺町長ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町の菊の祭典も菊人形まつりから企業の協力を得ながらやってきた事実もございます。ですから、これが残念ながら時代とともに入場者も減ってきて、規模を縮小せざるを得ないという場面があったということもご理解いただきたいというふうに思っております。

ただ、今言ったように、菊の会の菊花展という名前に変わるようではございますけれども、菊花展がもう一度皆さんの思いで菊をつくっていただいて、その美しさとか、いろいろなアイデアを加えて、小規模ながらも地域の住民、町の人たちに見てもらえるように育てていくということは大事ではないかなというふうに思っております。

ただ、菊の祭典のような観光というところまでまず目標を高くすると、また同じ繰り返しになりますので、できる身の丈に合った町民に喜ばれるような菊花展、そういうものについて一緒に育てていく方向で検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 最後の方、歯切れの悪い答弁になったなと思うんですけども、やっぱり町長、まず、金がないから菊まつりをやめるんですという考えがまず根底に町長はあるなと思うんですよね。それではだめなんじゃないかということをおっしゃっているんですよ。

あくまでもこれから大事なものは、菊まつりばかりじゃなくて、いろいろなことをやる場合に、住民との協働が欠かせないんだよと。その協働をどう育てていくかということがこの菊の祭りで試されるんだよということをおっしゃっているんですよね。

町長の腹の中には金がないことが前提にあるんですよね。これではやっぱりまちづくりは進まないなと、こう思うんです。その辺もう一遍清水の舞台から飛び下りるようなつもりで、ひとつご答弁いただきたいなと、こう思うんです。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 協働まさに住民と一緒にこういう地域の課題を解決するために一緒にやっていくということは、杉本議員と同じなんですけど、先ほど言ったように、私の頭にどうしてもトップとして、財政を安定して運営していかなければならないということもありまして、歯切れが悪くなってしまうこともご理解いただきたい。

やっぱりこれからは経営ということも頭の中に置いて、行政を進めなければならぬと。もちろん、そのメインとなる協働は伸ばしていくということは、ここで約束させていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 最後に申し上げます。私は、町長は協働とか住民本位のまちづくりと、こういうことを常に言っているわけだから、私はこれは金があるとかないとか、冒頭に話をしたように、金がないから住民と協働の町をつくったり、住民本位の町をつくるわけではないわけですね。今までそういう視点が足りておったから、これからはまちづくり、地域づくりをするためには住民と一緒にやらなくてはならないからやるということが前提でなくてはいけないと思うんですね。

その辺ちょっと町長、もう一遍お尋ねしたい。協働とか、あるいは地域づくりとかまちづくりというのは、金がないからやるのではなくて、今までのやり方、全部町長が言うお任せ認識に、何もかにも「すぐやる課」、「何でもやる課」というような課をつくって、住民に過剰なサービスをした結果地域が崩れてしまった。これを建て直すためには、住民との協働が必要だと。住民に奮い立ってもらわなくてはならないということで、住民協働の地域づくりというのが叫ばれているわけだから、そのところが私町長違うなと思うんですよ。どうも腹の中に金がないから協働するんだという、これはちょっと視点が違うなと、こう思います。その辺ちょっともう一遍。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほど申しましたように、お金がないという面も一部ありますが、これからは地域の課題を解決するためには、やっぱり住民の力と役所の力、もちろん議会の力と、みんなで知恵を出し合って、そして、いい方向に力を結集するという方向でないと町は生き延びていけないと、発展しないということは基本に据えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 最後に申し上げます。

やっぱり町長、これから町として町長の施政方針も読ませてもらいました。もらいましたが、やっぱり協働というのはどういうふうにしていくのかという視点がやっぱりないですね。町長の施政方針を見ても、金がないからやっぱり協働しなくてはならない。これまでのような行政サービスは、行政だけではとても難しい。だから、協働なんですと、そういう論法になっているんです。

私は、そうではなくて、今話をしたように、協働しないと町自体が崩れ去ってしまう。そういうせっぱ詰まった、これは国土交通省が言っているわけだから、せっぱ詰まった状況に今地

域が立たされているんです。そして、現実に崩れている地域も出てきているわけですね。

そういうことからすると、私は町長に柴田町としてどういうようにして協働のまちづくりをしていくのかという、きちんとしたやっぱりビジョンをつくっていかなくてはいけないなど、こういうふうに思います。金がないから協働ですだけでは、これはだめです。やっぱり。そのことだけを申し上げて、これは答弁要らないです。終わります。

○議長（伊藤一男君） これにて17番杉本五郎君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

14時10分から再開します。

午後1時55分 休 憩

---

午後2時10分 再 開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、7番白内恵美子さんの質問を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔7番 白内恵美子君 登壇〕

○7番（白内恵美子君） 7番白内恵美子です。

3点質問いたします。

1点目、選挙の開票時間の短縮と投票所の改善を。

現在、全国的に選挙の開票時間短縮の動きが出ています。昨年11月に行われた福島県知事選挙における相馬市の取り組みは大いに評価されているところです。前回の知事選の61分をはるかに上回る30分の目標を立て、結果は25分33秒で終了しました。

立谷秀清相馬市長は、「行政事務には正確性かつ効率性のバランスの視点が重要であり、選挙事務も同じこと。市民サイドに立った行政改革の一環である」と述べています。

市長が開票事務改善の意味を職員に伝え、事務従事者については、その意義を理解し、賛同する職員を庁内で公募したとのこと。その結果、30代から40代前半を中心に、60名が集まり、開票当日までに研修会を1回、シミュレーションを8回開催し、練習を重ねました。そのいずれにも市長は参加したそうです。職員は、どうすれば早くできるのか、どうすれば間違わずにできるのかと一人一人が考えるようになり、チームとしての一体感が生まれたとのこと。

開票時間の短縮は、住民への速やかな情報提供ばかりでなく、職員の時間外手当削減、負担軽

減にもつながります。柴田町においても取り組むべきと考えます。

また、高齢化が進む中、高齢者が利用しやすいよう、投票所の改善が必要です。以前は土足だったところが靴を脱ぐようになったため、投票をあきらめたという声も聞きます。すべての投票所を土足とし、一番近い投票所を利用できるようにすべきではないでしょうか。

開票事務と投票所について町の現状を伺います。

- 1) 過去6年間の選挙における開票に要した時間と開票に従事した職員数、時間外手当の金額は。
- 2) 4月の県議選に向け、時間短縮を考えているか。
- 3) 相馬市の取り組みについてどう考えるか。
- 4) 高齢者に配慮し、投票所がすべて土足とすべきではないか。
- 5) 自宅から一番近い投票所を利用できるよう、見直すべきでは。
- 6) 投票立会人を選ぶ基準は。

2点目、児童クラブの時間延長完全実施を。

少子化が進む中、子育て支援は大きな課題であり、国も支援に乗り出している現状です。昨年12月に槻木児童クラブの保護者から土曜日と長期休暇中の保育時間延長の要望書が提出されました。要望を受け、町はどのように対応したのか。また、平成19年度からどのように進める考えなのでしょうか。

現在は、保育士が退職しても新規採用せず、臨時職員で対応するという厳しい状況です。新規に立ち上げる東船岡児童クラブの人員配置もあり、新たな時間延長に子ども家庭課だけで対処するのは難しいのではないのでしょうか。

子育て支援は、全庁挙げて取り組むべきであり、各課の応援が必要です。臨時職員だけに頼らずに、男性職員も支援に回ったらどうでしょうか。未来を担う子供たちと接することは、よりよいまちづくりへの大きな力となるはずで、課を超えた子育て支援を提案します。

また、2月に児童クラブの保護者に行ったアンケート結果と、時間延長に対する町の考えを伺います。

- 1) アンケートでは時間延長を望む人の数はどのくらいか。
- 2) 要望どおり時間延長を行うのか。
- 3) 全児童クラブで時間延長をした場合、どのくらいの人件費増が見込まれるのか。
- 4) 4月から保育料3,000円を徴収するが、その枠内で時間延長できないのか。
- 5) アンケートでは時間延長の新たな負担に対してどのような声が上がっているのか。

6) 土曜日の7時半から9時までを土曜日に出勤している公民館職員が支援してはどうか。

7) 夏休み等の長期休暇の7時半から9時までを各課の管理職が支援してはどうか。

3点目、廃止する羽山児童館に「子どもの広場」設置を。

この3月で羽山児童館は廃止となり、現在来館している子供たちが今後どうなるのか心配する声が上がっています。

羽山児童館に通っている子供たちは、今まで児童館職員ばかりでなく、地域の人たちに見守られて育ってきました。せっかく交流していたのをここで絶ってしまうのは、非常に残念なことです。

児童館廃止により、職員は引き上げますが、コミュニティセンター建設までの間、児童館の建物は地域の集会所として使用することになっています。

そこで、地域の方々の力をかりながら、子供たちを見守るネットワークをつくり、現在児童館として使用している子供たちの部屋を「子どもの広場」として開放することを提案します。

今までかかわっていただいた地域の皆さんとサークルや団体の方々に声をかけて、ネットワーク結成への協力をお願いし、ネットワーク発足までは町が主導し、後は相談役となり、地域の方々にお任せしたらどうでしょうか。

年齢制限のため、船迫児童クラブに入所できない子供たちのためにも、ぜひとも「子どもの広場」が必要です。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員、大綱3点ございました。

まず、第1点目、選挙の開票時間の短縮と投票所の改善という点でございます。

まず、開票に要した時間について若干説明をさせていただきます。

開票に要した時間とは、開票開始時刻から選挙録作成をもって選挙会が終了した時刻までの時間のことでございます。

また、開票に従事した職員数についてですが、票を候補者ごとに分け終わった時点、第1・第2点検が終了した時点といったように、開票作業の各段階において段階的に職員を解散させているので、すべての職員が最後まで従事したわけではございません。

時間外につきましては、単価を職員の時間外単価の平均値により算定しております。過去6年間の選挙では平成15年4月の県議会議員選挙までが2,100円で、同年11月の衆議院選挙から2,200円となっております。

以上の点を踏まえ、最近行われた選挙から順に申し上げますと、平成18年7月9日に行われた町長選挙は、要した時間1時間50分、職員97名、時間外手当42万6,800円。平成17年10月23日に行われた県知事選挙、時間1時間24分、職員96名、31万6,800円。平成17年9月11日に行われた衆議院議員総選挙、これは、選挙区と比例区と最高裁判所裁判官国民審査がございます。時間4時間34分、職員147名、お金153万6,150円。平成16年7月11日に行われた参議院選挙、これは選挙区と比例区がございます。5時間、131名、144万1,000円。平成15年11月9日に行われた衆議院選挙、4時間10分、148名、146万5,200円。平成15年4月13日に行われた宮城県議会一般選挙、1時間52分、100名、42万円。平成14年7月7日に行われた柴田町長選挙、2時間、114名、47万8,800円。平成13年11月18日に行われた宮城県知事選挙、1時間37分、114名、47万8,800円。平成13年7月29日に行われた参議院通常選挙、5時間、131名、137万8,800円。平成13年3月25日に行われた柴田町議会議員一般選挙、4時間15分、職員123名、時間外116万2,350円となっております。

時間外手当の数值については、繰り上げ、繰り下げ等がありますので、概算となっておりますので、ご了承ください。

また、開票に要した時間についても選挙の種類や定数並びに立候補者数及び投票率等によりまして、一概に比較はできないものと考えております。

2点目、4月の県議会議員選挙に向け、時間短縮を考えているかと。

開票事務迅速化については、相馬市を初め先進自治体の事例が新聞等で報道され、宮城県選挙管理委員会でも4月の県議選を含めた統一地方選挙に係る県主催の会議において開票事務迅速化について講師を招き、事例紹介を行っております。

議員ご指摘のとおり、開票事務の迅速化は、何より選挙の結果を選挙人に速やかに伝えることができ、経費の節減、行財政改革の観点からの職員の意識改革にもつながるものでございます。

4月の県議選では、これまでの開票事務内容を精査し、点検方法のあり方や開票作業の工夫、職員が効率的に動けるための配置等の見直しを図り、選挙事務の原則である正確性を重視しつつ、これまでよりも迅速な開票作業を目指してまいります。

相馬市の取り組みについてと。

相馬市の取り組みは、行財政改革の視点に立ったものであり、大変評価できるものでございます。すべての自治体のモデルとなるものです。

しかしながら、相馬市のように事務従事する各課の職員を勤務時間内に集め、事前の研修や

シミュレーションに多くの時間を費やすことについては、「最少の労力で最大の効果を生み出す」という原則に照らしますと、通常業務への影響が余りにも大きいと考えております。

現在の柴田町の開票事務を精査した上で、相馬市など先進自治体のよい点は柴田町の実情に合わせて取り入れていきたいと考えております。

4点目、高齢者に配慮して、投票所は土足でと。

現在17の投票所のうち土足のまま投票所に入れるのが5カ所。槻木生涯学習センター、船迫生涯学習センター、役場、町民体育館、富上集会所でございます。他の12カ所の投票所については、土足対応とはなっておりません。

議員ご指摘のように、高齢化が進む中、気軽に投票に行けるよう、環境を整えることは必要であると考えております。

具体的には、投票所に土足のまま入れるようにシートを敷くことなどの方法が考えられますが、投票所については、町の施設のほかに行政区が指定管理者となって管理している集会所等を借用していることから、これら指定管理者とご協議させていただき、衛生面の問題などがございまして、理解とご協力をいただきながら、予算的な関係もあることなので、可能なところから早期実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

なお、高齢者や体の不自由な方が投票に来られた際は、これまで同様、事務に従事する職員が介助するなど、少しでも不便を感じさせないよう、一層の配慮を行いたいと思います。

5点目、自宅から一番近い投票所を利用できるようにと。

町では、選挙の都度公職選挙法及び宮城県公職選挙執行規程に基づき、選挙管理委員会が指定し、町内17カ所の投票所で投票を実施しております。

この投票区割り、行政区を目安に17カ所に区割りしております。区割りされた中心地に投票所を設置できれば問題は解消されますが、限られた公共施設の使用ですので、自宅から別の投票所の方が近いという方がそれぞれの投票区に見られるのが現状でございます。

投票日の当日どの投票所でも投票が可能になれば、問題は解消されますが、現在の選挙管理執行上、まだ法的にそれもできません。

行政区の区割り変更や投票所の変更が生じた場合は、投票区割りの変更もあり得ますが、現在のところ見直しは考えておりません。

一部の有権者の方にはご迷惑をおかけいたしますが、制度上及び事務処理上やむを得ないものでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

6点目、立会人を選ぶ基準。

立会人については、公職選挙法の規定により「市町村の選挙管理委員会は、選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録されている者の中から本人の承諾を得て選任すること」となっております。

また、「当該選挙の公職の候補者、同一の政党、その他の政治団体に属する者は、一つの投票区において2人以上を投票立会人に選任することができない」という制限がございます。

なお、運用上、立会人の選任に当たっては、その公益代表たる性格にかんがみ、なるべく当該選挙の候補者と直接関係のない公正な人物を選任することとなっております。

本町では、投票日当日の立会人については、17カ所の投票所で計60名、選挙によって期間が異なりますが、期日前投票における立会人として、役場と槻木事務所の2カ所で各2名ずつとなります。

いずれも投票管理者をお願いしております行政区長から書面にて推薦いただいた方を資格調査した上で、選挙管理委員会の議案にかけ、選任しております。

ご推薦いただく際は、各投票所の立会人の人数にもよりますが、男女ほぼ同数となるよう推薦いただいております。

大綱2点目、児童クラブの時間延長完全実施についてでございます。

まず、放課後児童クラブの開設時間につきましては、平成18年12月8日に槻木児童クラブの保護者11名から長期休業日と土曜日の時間を午前7時30分から午後6時までに延長してほしいとの要望書が提出されております。

町ではこの要望書を受け、平成19年1月20日に開催された保護者会に担当課長と施設長を出席させ、保護者からの要望、意見等を聞くとともに、今後の改善や問題解消の検討材料として、2月に児童クラブの保護者202名を対象に放課後児童クラブに関するアンケート調査を実施いたしました。

2月28日の提出期限までに回答いただいたのが92名で、回収率は45.5%となっております。

そうしたことを前提に、第1点目、アンケートでは時間延長を望む人の数はどのくらいかと。

長期休業日と土曜日の開設時間を現行の午前9時より早くしてほしいという保護者は、全体では92名中68名で、73.9%となり、中でも槻木放課後児童クラブが19名中17名で、89.5%と最も多く、次いで船迫放課後児童クラブが31名中23名で、74.2%となっております。

また、開始時間は、午前7時30分からが最も多く、27名で、29.3%となっております。

次に、土曜日の開設時間を現行の正午以降も開設してほしいという保護者は、全体では92名中52名で、56.5%となり、槻木放課後児童クラブが19名中15名で、78.9%と最も多く、次いで

船迫放課後児童クラブが31名中17名で、54.8%となっています。

また、終了時間は、午後6時までが最も多く、30名で32.6%となっています。

2点目の要望どおり時間延長を行うかにつきましては、3月2日、施政方針で申し上げましたが、平成19年度につきましては、まず槻木放課後児童クラブにおきまして試行的に午前7時30分から午後6時までの延長保育を実施してまいります。

3点目、全児童クラブで時間延長した場合、どのくらいの人件費増が見込まれるかについてですが、各児童クラブの職員配置については、受け入れ体制の強化と受け入れ児童数の増員を図るため、臨時児童厚生員を1名増員し、主任児童厚生員1名、臨時児童厚生員2名、兼務の館長1名の体制で運営を行ってまいります。

長期休業日の時間延長については、7時30分から午前9時までの1時間30分の延長を実施した場合、人件費は4施設で105万円となります。

また、土曜日の時間延長については、7時半から9時までの1時間30分と、正午から午後6時までの6時間で合計7時間30分の延長を実施した場合、人件費は4施設で418万円となり、長期休業日と土曜日を合わせて年間約523万円の人件費の増額が今後ずっと見込まれるということでございます。

4点目、4月から保育料3,000円を徴収するが、その枠内で時間延長ができないかについてですが、児童クラブの保育料につきましては、角田市と大河原町が3,000円という状況や、職員の給料等を除いた1クラブ当たりの平均的な経費から試算したものでございます。

また、延長保育の経費につきましては、長期休業日と土曜日を合わせて年間約523万円で、1クラブ当たり約131万円の人件費がかかります。

例えば20名が利用した場合で試算すると、保育料は1人当たり年間6万5,000円となり、月額では5,400円となります。この費用については、それぞれ利用する保護者に経費の一部として負担していただくべきものと考えております。

しかし、平成19年度から新たに保育料として月額3,000円を負担していただくこととなりますので、時間延長に係る保育料はできるだけ抑えていきたいと考えております。

5点目、アンケートでは時間延長の新たな負担に対してどのような声が上がっているのかという点ですが、アンケート調査の自由意見では、時間延長の負担についての記載はごく少数でしたが、中でも「延長の保育料は月額3,000円の中で賄ってほしい」という意見が多く見られました。一方、「別料金が発生しても構わない」という意見や「1,000円から1,500円で抑えてほしい」という意見も見られました。

なお、「アンケート調査の延長した際の加算される保育料は、幾らが適当ですか」という設問では、長期休業日、土曜日ともに「1,000円くらい」が最も多くなっています。

6点目、土曜日の7時半から9時までを土曜日に出勤している公民館職員が支援してはどうかという点ですが、教育委員会につきましては、平成18年4月から社会教育施設の組織再編を実施し、組織機能を明確にするため、職員を槻木、船岡、船迫の三つの各館に集中配置し、事務を生涯学習課で一元管理して、事務事業の効率化を図ってまいりました。

このため、職員が減っている状況で、余裕がないこと、児童厚生員としての経験や専門的な知識がないことなどから、生涯学習センター職員の支援については、現在難しいというふうに考えております。

しかし、東船岡放課後児童クラブ、ことしから始まりますが、学校に余裕教室がないため、船岡生涯学習センターを利用することから、今後生涯学習センターとの連携について検討してまいりたいと考えております。

7点目、夏休み等の長期休暇の7時半から9時までを各課の管理職が支援してはどうかという点ですが、放課後児童クラブの役割は、家庭との連携を図りつつ、適切な遊びを与えて、放課後児童の保護及び遊びを通しての健全育成を行うもので、児童厚生員には保育士や教師の資格を有する者、児童福祉の経験のある者が望ましいと考えております。

管理職は、残念ながら、このような経験や知識を身につけていないのが現状でございます。管理職に求めるものは、これまで培ってきた能力を最大限に発揮し、担当する行政分野の課題を与えられた組織力を使って解決していくことでございますので、管理職みずから支援することについては、今のところ考えておりません。

今後は、専門職員を配置できるように、体制の強化を図ってまいります。

3点目、廃止する羽山児童館に「子ども広場」ということでございます。

羽山児童館へ来館している児童への今後の対応につきましては、船迫児童館からの出前児童館を週1回から2回開催するとともに、子供たちに人気の高いサッカー教室や映画会などのイベントを実施していくことで、検討を進めております。

また、地域のボランティアの皆さんの協力をいただき、放課後児童の支援体制づくりとして、「地域子育てサポート事業」を実施した経緯がございますので、出前児童館やイベントの際にはご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、子供たちを見守るネットワークづくりと「子ども広場」の設置についてですが、これまで羽山児童館では「地域子育てサポーター」の皆さんを初め、「なかよし人形劇」や「杉の

子コーラス」、絵本のよみきかせ、木工教室、絵画教室など、多くのサークル、団体の皆さんに支えられて運営を行ってまいりました。

これからは、平成21年に予定されている北船岡コミュニティ施設が建設されるまでの間地域の皆さんの意見を聞きながら、ボランティアの皆さんの協力を得て地域主体の「子ども広場」の開設が可能かどうか検討してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さんの質問を許します。

○7番（白内恵美子君） 4月の県議選に向けては、これまではよりは迅速な事務運営をとということだったんですが、目標時間は設けているんですか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（平間春雄君） 過去の実例で平成15年宮城県議会議員一般選挙で1時間52分という時間がかかったわけですが、昨年の町長選挙1時間50分、また平成17年県知事選挙1時間24分ということでございますので、1時間30分は切っていきたいというふうには考えております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 今回相馬市を取り上げたのは、大きく評価していることに加えて、柴田町と人口がほぼ一緒なんですよね。3万9,100人なんですよね。

それで、知事選挙だけで見ると、先ほどの答弁では、柴田町の場合は、平成13年で1時間37分、114名が参加している。それから、平成17年は1時間24分で96名ということでした。相馬市が60名で25分33秒。この違いが何なのかということなんですよね。

もちろん、相馬市が簡単にやってのけたのではなくて、本当にここに最初の質問で書いていたように、前回は61分で、それを半分にしようということで頑張る。そのためには、本当に8回もシミュレーションを行ったということなんです。

先ほどの町長の答弁では、「通常業務に影響があるために、そんなことはできない」ということだったんですが、そこでとまるからなんです。通常業務に影響を与えないようにしようということではなくて、相馬市のこの取り組みを町長が本当にどのように評価しているかなんです。相馬市が大いに評価されているのは、時間が短くなったことだけではないんです。もちろん、時間が短くなったことによって住民への迅速な情報提供、それから、職員の時間外手当削減、職員への負担削減、両方できました。そのほかに、大きなものが、収穫があるんです。

私も調べてみてびっくりしたんですが、例えば相馬市では最初の作業は、最初の箱から出し

て票をあけて候補者順に分別していくというか、その作業は、全員でやるんですね。総監督といえども一緒にやるんですね。まず、そこが一つ。

ただ、柴田町でも私は以前に見たときは、最初全員ではなくて、やっぱり待っている職員がいたんですが、最近はそうではなくて、ほぼ全員で取り組んでいるなというのは気づいていました。

ただ、どこがどう違うのかなというのを考え直してみたんですが、一番大きいのが立会人なのかなと思ったんですが、今どこが一番時間がかかっているんでしょうか。かなり最初の作業は、早く、さっさとやっているなというふうに見受けられるんですが、時間がかかっているのは何なんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（平間春雄君） 今白内議員お話しされたとおり、開票は、全員といたしますが、責任者とかは別にしまして、全員で開票するようにはしております。

開票から第1点検、第2点検と票が流れていくんですが、どこでというとなかなか難しいんですが、多分疑問票とか、その辺がちょっと時間がかかるのかなということで思っているところでございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） その時間がかかっているところを改善するために、他の自治体の状況を調査したりはしていないんですか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（平間春雄君） 具体的には、調査はしておりませんが、どうしていわゆる疑問票から流れる部分が時間がちょっとかかるのかということで、課の中でもいろいろ検討しております。

多分疑問票が行ったり来たり、一つの票が何往復かすることもあるんですね。それを今回回避しようということで、どうしたら回避できるかということで、今取り組んでおります。課内でいろいろ話ししているところでございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 相馬市の取り組みについて、私も調べてみたんですが、立会人にも協力を求めているんですね。柴田町のように、座った状態ではなくて、どうぞ全部会場を回ってくださいと。立会人はずっと好きなところに行って、見て回っているんですね。そういうふうにするによって、実際に自分がチェックする段階になって、とても信頼性が高くなる

と言われているんですね。たったそれだけのことで変わるというんですね。

それから、相馬市の方では疑問票の判定に弁護士と司法書士を雇用しているということでした。だから早いんですね。そこに向けて、とにかく疑問票があったら、それを集めて届けるという、職員の方がとにかく走り回って集めては届ける。だから、疑問票も最後の時点で同じぐらいに終わってしまうんですね。だから、疑問票だけが残るということはないと。

例えば、これは一つの方法なんですけど、そのほかにもいろいろな工夫をしてやっています。

それは調べればわかることですから、ぜひ県議選に向けてやっていただきたいと思うんですね。これはとにかく要望しておきます。

それで、町長への提言なんですけれども、ほかにも取り組んでいる小諸市の例で言いますと、やっぱり知事選のとき、昨年の知事選で半分以下に時間短縮したとのことでした。

それで何が変わったかということ、やっぱり職員がみんなで力を合わせるわけですね。従来の割り振られた作業だけするのではなくて、とにかく自分の作業が終わったら、次に手伝うという形にして、全く手ぶらになる職員というのは一切ないと。頑張った結果が時間短縮を半分以下になったということで、職員は達成感を味わって、次は何に挑戦しようかという意欲がわいてきたと。これが大きな開票事務、事務時間短縮の大きな成果だと思うんですね。

相馬市でも言われていることです。職員の中にも会話が生まれて、連帯感も生まれたと。これらのことを今後の行政サービスにどう生かしていくかと市長は考えていると。

ですから、今柴田町は行財政改革に取り組んでいるわけです。改革すればできることというのは、もう目の前にもありますね。この一つには県議選の開票事務です。そこが職員の研修の場となるんですね。今のやり方というのをすべて見直してみると。どうすれば早くできるのか。むだは何なのかということの一つ一つ点検することによって、そのほかの仕事の見直しができる。だから、とてもいい研修の場となるんですね。

これをほかの首長さんたちが言っているわけです。このことについて、滝口町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 私もいろいろなところで選挙の開票を待つ場面が多いわけなんですけれども、私は、柴田町は、ほかの自治体に比べて、選挙開票というのはスムーズにあって、正確に出しているのではないかなというふうに思っているところでございます。

ただ、それよりも上の相馬市というところがございまして、まだまだ時間短縮ができる。やり方もいろいろございます。そういうことを学びながら、柴田町でもできることから改善

をして、さっき言った単に時間を早くするだけでなく、職員の達成感とか、それから目標設定して、それに向かって一致協力するという団結力ですか、そういう別な副次的な効果を見合いながら、進めさせていただきたい。

ただ、完全に弁護士とか司法書士、そこまですぐにやれるかということ、残念ながらそこはいきませんので、既存のシステムの問題点を改善しながら、なるべくほかの自治体より、この管内のほかの自治体よりトップがとれるような効率化に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） では、児童クラブの時間延長の方に移ります。

アンケートの結果がきょうまだ時間がなかったものだから、2月28日締めでは100%に近い数字は出なかったと思うんですが、それでもやはり時間延長を望む割合がかなり高いですね。槻木で89.5%、船迫で74.2%。やはりこの数字というのは、とても大事にすべきだと思うんですね。

それで、町長も施政方針に入って、もう予算化されている槻木児童クラブの試行的に行うと。槻木だけを試行的に行う。親の声を受けて町が動いたのは、とても私は今回はそういう意味では評価しています。

だけれども、この児童クラブの問題は、槻木だけの問題ではないんですよ。たまたま今回槻木の保護者の方々が声を上げてくれたから、本当に保護者が困っているということがはっきりしたんですよ。どこでも同じなんです。割合は少しは少ないかもしれないけれども、どこでも親たちは困っていると。

困っていることを調べるのに、もう一つおもしろいことがあるので、船岡保育所を今回時間延長しますが、何時から何時までですか。朝何時から何時までになりますか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 船岡保育所につきましては、午前7時半から午後7時までになります。6時から1時間の延長ということです。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） それは土曜日はどうなっていますか。

○議長（伊藤一男君） 暫時休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後2時53分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 船岡保育所が時間延長したというのは、親からの要望があったからですよ。7時までというのだから、要は6時でやはり戻れないと。7時でなくては困るということで、その声が強かったために、今回延長すると思うんですね。

それから、朝はどうですか。9時からではなくて、7時半からですよ。これは、私は、親の働き方に合わせてやっていると思うんですよ。

保育所にいる5歳児と小学校1年生の6歳児でどこが違うんですか。6歳になれば、1年生になれば、朝7時半から9時まで1人で留守番ができて、夕方だって、例えば6時から7時までも1人で留守番ができるんでしょうか。どのようにその辺はお考えなんですか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 済みません。もう一度お願いしていいですか。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 時間引いてください。

保育所では朝7時半からになっていますよね。保育所の5歳児と小学校に上がった1年生、一つしか例えば年が違わないのに、片方は夏休みになれば9時からです。土曜日は12時までです。保育所と小学校1年生とどう違うんですか。どのようにとらえているんですか。その違いについて。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 保育所の5歳児、それから児童クラブの小学校1年生ということによろしいですよ。変わりはないと思っています。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 子供は、1歳しか違わないければ、ほぼ同じですよ。同じやはりサービスが必要なんですよ。

特に、長期休暇中の9時からという町の受け入れ体制というのは、完全にこれは職員の勤務時間に合わせているとしか言えないんですよ。

その辺はどうですか。なぜ9時なのか。普通なら、保育所は7時半から預かっていて、1年たっただけ子供の状況というのはそうそう変わらないわけですから、当然7時半から預からなければならぬと思うんですが、その辺はどのように、どうして9時からになったのかが正直

よくわからなかったんですね。だから、ああ職員の勤務時間に合わせたんだなと思っていたんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 例えば7時半から午後6時まで10時間30分になりますけれども、その時間を児童クラブにずっといるというような状況は、子供の健全育成から必ずしもいいということではないと思っています。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） では、7時半から9時まで子供を1人にしておく方が健全育成だと考えているわけですか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 子供の視点に立った子育てということから考えれば、子供の幸せを第一に考えれば、必ずしも7時半から、早ければいいということではないのではないかと思います。

やはり、子供と親と一緒にいる時間を多くするのも一つの子育てだとは思っております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 7時半に子供を出すというのは、親の勤務時間に合わせてですよね。例えば9時半から勤務なら、例えば9時からでもいいのかもしれませんが、でも、8時から勤務、あと遠い人であれば、9時から勤務だと7時半には子供を出さなければ、自分が出なければ間に合わないという子がいるわけです。

課長の考えているのもわかるんですよ。できるだけ親子はやっぱり一緒にいてほしいと。余り長時間児童クラブにいるのもどうかという考え方もわからなくはありませんが、ただ、現状、どうしても働く時間とそれから行き来する時間がかかりますよね。通勤する時間。そうすると、その間を1人にはできないんですね。

それと、特に心配なのは、冬期間の暖房ですよね。

それから、少し大きくなると、今度1年生ぐらいだと余り心配しないかもしれないけれども、むしろもう少し大きくなると、今度は自分で火を使うことを覚えますから、特に寒い時期なんかはコンロに火をつけてとか、何かをつくろうと思ってとかというものもありますから、やはり子供だけにしておくというのは、不安なんですよ。

それから、内外でいろいろな事件が起きています。家の中にいても決して安心ではないんですね。かぎをかけていれば大丈夫という問題でもないんですよ。

ですから、働く親が安心して働けるようにということがまず第一にあると思うんです。

一つ、国の次世代育成支援の基本的考え方をここでもう一度確認しておきたいと思うんですが、「家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子供を育成する家庭を社会全体で支援すること」と定義しています。

だから、少し前までは働く親の子は保育所で預かりましょうで済んでいたんですが、今は、働く親の支援と、もっと大きくとらえています。それで、今回のように、児童クラブを利用している保護者が今の時間のままでは不十分だと。安心して働けない、仕事と子育てを両立するための支援を町にしてほしいと声を上げたわけですから、だから、この声にこたえて、町はすぐにやるべきだと思うんですね。

槻木だけ試行的にではなくて、私はやはりこれは全部の児童クラブで行うべきだと。

きっとアンケート結果ももう少し数が集まってくれば、ほかの児童クラブでも数字が高くなる可能性だってありますよね。特に今わかっているだけでも、船迫では31人中23人です。時間延長を望んでいるのは。そうすると、槻木よりはるかに多い数が望んでいますよね。そうすると、例えば船迫児童クラブからは、「じゃ、なぜ槻木だけ先なんですか」という声が必ず上がってくると思うんですよ。例えば、あと東船岡児童クラブにしたって、今までなかったからということで、今回まずとりましたか、アンケートを。もしとっていなければ、数字としてはわからないかもしれませんが、東船岡児童クラブにしたって、必ず7時半から見てほしいと思う人たちはいるはずなんですよ。そうすると、四つの児童クラブですべてやるべきだと思うんです。

そこで、提案したのが先ほどの課を超えた支援です。

公民館職員の支援というのは、7時半から9時までならば、何とか公民館職員が対応できるのではないかなと考えたんですね。今次世代育成支援というのは、すべての人が支援していくと。子供だけじゃなくて、子供を育てている家庭も含めて支援していくという考え方なわけですよ。

前に岩沼市の次世代育成支援室のことをこの議会でも取り上げたことがあるんですが、あの場合は、完全に課を超えているわけです。柴田町でも、要は何でもそうなんですが、先ほどの町長の答弁も杉本議員流に言えば、「お金がないからできない」とやっぱり聞こえてしまうんですね。

そうではなくて、お金をかけない方法で何ができるのかと考えるべきだと思うんです。

私は、今回のこの公民館職員とそれから管理職が支援すべきだということのもう一つのプラス

効果として、子供とかかわるということがいかに大切か。子供の未来を考えれば、まちづくりというのはもっともっといい方向に進んでいくのではないかと。どうしても財政的な面も含めて、何となく暗くなっているこの時代に、子供の目を見て、子供と一緒に笑って楽しんで、この子たちに何をしてやれるかというふうに考えていくことがまちづくりへ大きくつながっていくと思うんですよ。

今どうしても職員は、縦割りで仕事をしていますから、すべて保育士さんにお任せで終わっているんですよね。そうではないと思うんですよね。職員みずから子供たちとかかわることで、地域の人が子育てに支援するのをもっと輪を広げていくということができるようになってくるんじゃないかと思うんですね。

これは、私の考えで、後で町長にこの答弁と、それからほかのこともちょっとお聞きしたいと思っておりますが、もう一つ大事なことが、利用料 3,000円を払うのがきついたために、

○議長（伊藤一男君） 白内議員、今からの質問は一つ一つ聞いてください。

○7番（白内恵美子君） 利用料 3,000円を払うのがきついたために、申請を見合わせたという声も聞きますが、子ども家庭課ではどのように把握しているのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 3,000円を払うのを申請を取りやめたということなんですけれども、それについては、ちょっと聞いておりません。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） なかなかやはり心配だったことが一つこれなんです、課として把握するのがとても難しいんですよね。もしやるとすれば、今まで利用していた特に1・2年生は、次2・3年生になるわけですから、その中で取りやめた人、本当に一人一人をもう一度チェックしていくということをしないと、ちょっとわからないと思うんですね。

それから、新4年生でも本当は預けたいという声はとて多く槻木児童クラブの保護者会でも出たんです。ところが、実際には申請していないんです。そういう例もありますので、やはりもう一度全部集まった時点でチェックしていくという作業が必要なのではないかと思うんです。

それと、利用料1人 3,000円としましたが、お子さん2人いる家庭では 6,000円、3人いると 9,000円、やはりこれでは無理ということで取りやめるとい方もいると聞いています。

ですから、やはり特にことしの場合は、まだこの 3,000円というのが浸透していないわけですから、1人 3,000円ではなくて、1家庭 3,000円という考え方もしていくべきではないでし

ようか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） まず、槻木児童クラブ56名の登録がございました。その中で、4年生2人、それから5年生1人の登録をしております。

それから、減免関係です。児童クラブの規則の第2条で保育料の全部または一部を減免することができる。これにつきましては、生活保護の規定による生活保護世帯、それから、その他町長が特に必要と認めたとときということで定めております。その他町長が特に必要と認めたとときは、火災や風水害等の災害に遭ったとき、それから、保護者が病気で働くことができないとき、それから母子家庭、このようなことで想定しております。

保育料の減免を受けようとする保護者につきましては、申請書がございますので、子ども家庭課なり、児童クラブに一たん相談していただくようお願いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 今の減免については、保護者への説明は行われていますか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 児童クラブの案内の中でその辺は記載されております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 実際にそこまで苦しくなくても、でもやっぱり3,000円や例えば9,000円出すのは、やっぱり家計から考えて厳しいという方もいると思うんですね。そうすると、今回利用料設定したことにより、子供を排除してしまうということが出てくるわけですね。本当に今の減免の方法だと、本当に限られ過ぎているというか、余りにも該当しない人がほとんどなんですね。

ですから、今苦しくて、今回は申請を見合わせたという方に対して、やはり特にことしの場合は、配慮が必要だと思うんです。

というのは、まず、子供は親の経済状況とか関係ないですね。子供は児童クラブを必要としている。親が働いていて、やっぱり1人で留守番するのは怖い。寂しい。いろいろありますね。町として考えるときに、どういう基準で考えればいいのかと思ったときに、子供の権利条約だなどと思いました。子供の最善の利益、それに照らし合わせれば、利用料を払わないために子供を排除することはできないと私は考えますが、それはいかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 子供の視点に立った子育て、そして、子供の幸せを第一に考

えるということでは同じく考えます。

ただ、実際に収入がどのくらいあるのか、子供3人、2人として、収入がどのくらいあるのかもちょっとわかりませんので、その辺については、収入と照らし合わせた減免を考えていきたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） そのためにも、今回申請を見合わせた人に年齢的に見て本来なら申請すべきだったろうという方というのは、調べればわかるはずですから、その方に対してもう一度申請の確認、例えば郵便で確認するということが必要なのではないのでしょうか。

そこに「利用料納入が困難な場合は、子ども家庭課に相談してください」というような文を入れて、もう一度ご案内をすると。そのくらいの配慮が必要なのではないのでしょうか。

そして、町長が認めた場合は、減免できるという1項を盾にというか、今から収入のことも金額も含めて考えて、やはり4月から排除される子がいないようにすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 検討してみたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 長期休暇なんですけれども、春休みももちろん入りますよね。

そうすると、今町がやろうとしている試行的にというのは、今回の春休み、4月の春休みはどのように考えているのでしょうか。

保育所が預かるのは、3月末までですよ。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 春休みも実施する考えです。

○議長（伊藤一男君） 暫時休憩します。

午後3時09分 休憩

---

午後3時09分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 春休みとらえるのは、3月もということですか。（「4月1日からです」の声あり）実施いたします。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 今回のように、保護者から要望書が出てきてわかったこととかあるんですが、今まで児童クラブ利用者との話し合いというのがほとんど出されていなかったんですね。児童クラブの館長さん任せにしている、子ども家庭課との話し合いというのがなかったと思うんです。

今後いろいろな話し合いをしていく上でも、児童クラブの保護者の連合会を保護者の方に働きかけてつくってもらって、そこの話し合いをしていくというのが必要なのではないのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） これまではそれぞれの児童クラブでそれぞれの保護者会をつくってありました。連合会ということでございますので、その辺も検討してまいりたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 町長へ質問です。

先ほどの各課を超えたという考え方なんですけれども、各課を超えて、ただ、私は一応管理職と書いたのは、7時半から9時までではほかの職員では時間外手当がつくのかなと考えて、町がお金がないからできないというのを理由にできない方法として、管理職が支援するという事を出したんです。考え方としては、それで、資格云々というのがあったんですが、7時半から9時までではどちらにしても、職員は出るんですよね。臨時職員であろうとも。そうすると、例えば臨時職員対応にして、正職員として1時間半、公民館職員なり、管理職が子供を見るというのは、決して児童厚生員というのは、必ずしも国家資格でも何でもありません。子供とかかわったことのある人という考え方をすれば、ほとんどの方は子育てしたことがあります。子供たちは、本当にうれしいですね。おじさんたちがいっぱい来て遊んでくれると、だから、そういうふうな町づくり、何と言うんだろう……、どこに行っても子供が地域の人だったり、職員だったり町で会ったときに「こんにちは」とか、もう本当に手を振ってにこにこするような町をつくる意味でも職員もかかわっていくというのは、大事なんじゃないでしょうか。

だから、予算がないというのは理由にできないと、お金がないのは理由にできないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やはり、行政サービスというのは、皆さんから預かっているお金が基本であるということ踏まえられないといけないのではないかなというふうに思っております。

この児童クラブの延長についても社会的に皆さんの意見としてそこに投資をすれば、どこかを削っていかなければならないというようなことがみんなの中で合意ができていないと、すぐに全部ということはないと。

というのは、西住の方ではまだ児童クラブもないところもあります。順次そちらの方も手当てをしていかなければなりませんので、やはり政策的にすぐに一度にやれるような状況にまだ柴田町はないんですね。

1億 3,000万円ですか、職員に本来支払うべきお金も今回お借りして、そしてやっておりますので、まず、そういう面から管理職は、7時半から9時まで、確かに子供とお相手するのはいいんですが、子供たちは子供たちで毎日違った人が来ると、期待感があるかもしれません。それで本当に児童クラブになるのかということも考えていく必要があるのではないかなと。やっぱりそれなりの学童保育指導員というものをきちんとした中でやっていくというのが行政の役割ではないかなというふうに思っております。

管理職は管理職でもう8時半から、その前から朝礼等々段取りをしていく。そのために組織というものがあって、それぞれの管理職をつけて、そして組織を動かす役目を持っておりますので、そう簡単に管理職だからお金がかからないんで、児童クラブに7時半から9時までというふうにはならないのではないかなというふうに思っております。

やはり、学童指導員は、子供たちをきちんと一人一人把握するという能力も求められるし、あと、子供たちのお父さん、お母さんに対しての子供たちの連絡とか、それから、パートナーとして子供の様子を伝えると、そういう役割もございますから、ある程度専門的な知識を持った人を柴田町は張りつけて、今回は、どうしてもという、自分たちも児童クラブにお手伝いするので、何とかという、先ほど言った杉本議員じゃないけれども、みずから立ち上がって要求した思いに、今回は厳しい財政の中でもあります、試行的にやってみようということでございます。

これが成功すれば、財政との絡みを受けて、順次拡大していくということはやぶさかではないというふうに思っております。

ですから、町長は、最終的には予算に行き着くわけですから、そこら辺を考えながら、やっぱり政策的に選択をして、時間をかけてやらなければならないところがあるわけですから、その点をご理解いただかないといけないのではないかなというふうに思っているところでござい

ます。

ですから、今回槻木をやって、できれば次にはどこかわかりませんが、順次政策としては充実をさせていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 町長は、7時半から9時まで必要というのは認めているわけですね。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 必要というところを、はいわかりましたということは、状況をきちんと把握しないと、今ここで判断はできないというふうに思っております。

なるべくでしたら、そのような、7時半がいいのか、7時からがいいのか、これは、保護者の方々の働く場面でそれぞれ違うものですから、そこを話し合いながら、やっていかなければならないと。

ただ、子供の面から見ますと、先ほど7時半から6時までということと、早く帰りたいという子供たちも現実には子供の立場から、その声も多いわけですね。その辺をどう調和していくかということが必要ではないかなと。

親の働きぐあいに合わせるということであれば、もう7時半から6時まで役場の職員が対応するのか、最も子供たちにとっていいのかどうか。それはこれから皆さんと、保護者、学童指導員、それから行政と話し合っ、本当に子供が健やかに育つための生活の場をどうしていくか。そういうことを議論をしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） では、どうして船岡保育所は延長するんでしょうか。必要だからだと思うんですよね。親の働き方、今親が要望しているわけですから、それにこたえなくてはいけないわけですよ。中途半端なことをやっているんですよね。それについては、どう考えますか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 住民からの要望は、もちろん子育てもありますし、高齢者もありますし、生活環境の整備、いろいろ政策要望がございます。

その人たちにとっては、自分たちにとって本当に必要とする要望なんですね。そこを限られた予算の中で順次シフトをしていくということは、だれかにその分待ってもらわなければならない。そういうことも考えていかないといけないのではないかなというふうに思っております。

順次、やっぱり政策としては、もしも余裕があれば一気にやるんですが、先ほど言ったように、3年間借りて今おります。4年以降は、それもできなくなるわけですから、今地方交付税

が実は平成19年度から大きく変わります。所得税から住民税に税源移譲されました。その税源移譲が大体3億円ふえることになるわけですけれども、そのふえ方がどのようになるのかというのがまずあります。

それから、それに伴って地方交付税がどのくらい減らされていくかということも考えて、財政運営をしていかなければならないと。

その中でも今回は槻木の方々に、完全にこたえる形ではないですけれども、7時半から9時まで延長、それから、土曜日も7時半から9時まで、それから、12時以降6時までやっていこうということでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 今の答弁だと、やはり財政の面だけなんですね。

本当に子供に必要であればやらなくてはいけないし、それから、槻木だけではないんですよね。4児童クラブやはりできれば足並みそろえてやってほしいと。必要性がわかっているのであれば、やるべきだと思います。

じゃ、予算がない中でどうやったらいいのかというのは、やはり今の体制でどうできるかというのを検討すべきだと思うんですね。

私は、こういう提案をしたのですから、どうぞもう少し考えていただきたいと思います。今すぐじゃなくても、どうしたらほかの職員も応援できるのかと。子育て支援というのは、子ども家庭課だけでやるものではないんですよね。子ども家庭課は、一つの窓口です。特に、教育委員会や生涯学習課、本当にかかわってくるわけですね。土曜日の子供たちなんですから、極端なことを言えば、生涯学習課が携わったっていいわけですよ。1日。そういう考え方だてできるわけです。

すべて縦割りというか、こうでなくてはならないの中に入っているから問題が解決しないと思うんですよ。そうではなくて、この殻をやぶったらどうなんだろうと。子供を7時半から9時まで1人で留守番している子供がいるんだから、この子供たちのために何ができるかということをやっぱり考えていくというのが大事なことですよね。

町の職員が動き出したことによって、地域の方もじゃ少しお手伝いしようかということも出てくるということもあるんですよ。実際に船迫児童クラブのお母さん方で、「私たちも何か土曜日お手伝いできないかしらと」という声がこの間の保護者会で上がったんですよ。私は、ああすばらしいことだなと思ったんです。

こういうことが起きてきますから、まず、大変だけれども、やるんだという姿勢をきちんと

打ち出すといいんですよね。

今回槻木児童クラブで試行的にやるだけでは、やりますと大きく言えませんよね。実際に町長、困るんじゃないですか。ほかの児童クラブからむしろ文句がでるんじゃないですか。その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やはり、政策的には一気にできないということは、この児童クラブの開設を見ていただけるとわかると思うんですね。この児童クラブもやっと東船岡小学校に今回設置をさせていただきました。一気にできるにこしたことはないんですが、やはり、それぞれに財政でいろいろな方の要望を承っておりますので、順次政策を拡大していくという方向をとらせていただきたいと。

やらないというわけではございません。7時半から6時までということは、ほかの自治体すべてやっていて、柴田町だけがおくれているというような状況とはまた違いますので、やはりここは槻木でまずやらせていただいて、順次拡大すると。そういう政策方針でやらせていただきたいと。

それから、やっぱり職員を7時半から使えと。やっぱりそれはできないと。やっぱり8時半から5時15分というのが基本でございます。その中で報酬をきちんと払ってという、その報酬さえも払っていない状況でございますので、それはやっぱり学童保育指導員というものをきちんと張りつける方向でやっていった方が、ほかから指摘されることは少ないのではないかなというふうに思っております。その方向できちんと専門的な資格を持った方々を臨時で対応できる部分も含めて、先ほど言った子育てサポーターの方々、そういう方々の協力を得ながら、順次拡大をしていくのが政策的には実現の早道になるのではないかなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 職員を使えないという答弁だったので、やはり職員の都合によって9時からだというのがわかりますね。

今後どうぞ検討していただきたいと思います。

それから、羽山児童館の方なんですけれども、船迫児童館から週一、二回出前という答弁でしたが、どのような形で行うのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 船迫児童館の方から曜日を決めまして、毎週1回ないし2回

羽山児童館の方に職員が来まして、児童クラブを開館したいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） それであれば、私が提案したこのネットワークをつくって、地域の方々やいろいろな団体が参加して、子供を見守るということがとてもできやすくなると思うんですね。

完全に撤退してしまうのかなと思ったんですよ。初めの話だと、船迫児童館までの見守り隊がどのということだったので、ああそれはやはり難しいなと思っていたものですから、移動児童館ができるのであれば、なおのこと、早くネットワークづくりを始めた方がいいと思うんですよ。

声のかけ方なんですけれども、要は、あの地域は本当に皆さんとても協力的で、職員の方も感謝しているんですけれども、本当に毎日までいかないにしても、しょっちゅういらして、困っていることないか、子供たちと遊んでくれてという方がいらっしゃるわけですから、だから、そういう方に、でも責任を持たせるのではなくて、いろいろな人がかかわることによって、あそこが高齢者も、それから、地域の方々もみんなが集まる場所で、そこに子供たちも自由に来て遊ぶということができると思うんですよ。

そういう意味で、一つのモデルとなるので、町長も何度も話している住民との協働というのをやるのに格好の場所だと思うんですよ。

ですから、今完全に職員がいる3月中に何とかある程度のめどをつける意味で、このネットワークづくりを提案というか、呼びかけてみてはどうでしょうか。

個々には心配している方がたくさんいて、少しだったらお手伝いできるよという方はたくさんいるんですよ。ですから、町がまず働きかけだけやって、あとネットワークがきちんとできて動き出したら、本当に出前児童館だけで、町としては間に合うんじゃないかなと思うので、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 先日29B区の区長さんとこの件についてもちょっとお話し合いをしました。

行政区の方では、行政区が子供をすべて見るということはちょっと難しいんですけれども、サポートするのは一向に構わないということで話を聞いていますので、もう少し話を煮詰めてまいりたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） それで、一応児童館職員がいる期間というのが3月末までだと思うので、その間にやはりネットワークづくりを進めてはどうかという質問なんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） その話をまずは区長さん、まずはサポート事業をやっている区長さんのボランティア、区長さんと行政区のボランティアの皆さんとお話し合いを持ちたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 行政区だけじゃなくて、いろいろな団体に声をかけていくというのもとても大事なことだと思うんですね。

場所があるというのは、やはりすばらしいことで、あの場所を活動拠点として動きたいという方もいるわけです。

ですから、一つには考え方として、市民活動サポートセンターという、名称をつける、つけないにかかわらず、いろいろなボランティアや団体が使える場所にしておけば、いつだって子供が行けばだれかがあそこで活動しているという形まで持っていけるかもしれないんですね。それに地域の方々が自由に参加してというか、今までどおりのお手伝いというか、支援をしていただければそれだけでも子供にとっては、安心して遊べる場所になるのかなと思うんですが、いろいろな団体に声をかけるということに対してはいかがですか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） まず、区長さんの方へお声がけをしまして、区長さんの了解をとった上で、杉の子コーラスなり、人形劇さんもありますし、それから、読み聞かせのサークルもございますので、まずは、区長さんに声をかけて、オーケーをとってから、ほかの団体にもお声がけをしてみたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 今あそこを使って活動している団体だけではなくて、ほかの団体へもお声がけもやはり必要だと思うんですね。だから、お知らせ版で公募をかけてみるとか、いろいろな方法があるかと思うんです。人づてにやってもいいし、いろいろな使われ方をする方が人がたくさん集まって、にぎわいが出てきますよね。そのにぎわいの中で子供を育てていく。それが今先ほどの杉本議員の話でもありました、崩れてきた地域を再生させることにつながっていくんですね。

時間がなくなりましたので、私が最近いいなと思った言葉を一つ紹介しておきたいんですが、子ども家庭政策に詳しい柏女霊峰さんの言葉で、要約してですが、「子はかすがいと言う。子供というのは、その存在によって人と人をつなぐことができる。子育て支援は、子供を真ん中に置きながら、子育てを通じて孤立、分断された地域社会を新しい意味での連帯と共生の社会に変えていく営みと言える。子供は、人と人をつなぐだけではなく、時代と時代をつないでいくかすがいでもある。町や地域の住民が子育てを支援するということは、次の時代に贈る生きたメッセージをつくり上げるということ」という言葉なんです。

ああ、これだなと思ったんですね。この羽山児童館を考えるに当たって。それから、児童クラブの問題を考えるに当たっても、子をかすがいだと考えて、やはり未来につないでいく。そういうことを考えれば、今何をしなくてはならないのかというのがやっぱり見えてくると思うんですよ。

だから、町は船迫児童館から出前の児童館をやるのと同時に、やはりもっと地域に声をかける。その限定された地域だけではなくて、もっと幅広く声をかけていく。そうすると、いろいろな人がかかわって、そして、子育て、それが子育て支援につながっていく。一つの協働のまちづくりだと思います。

そのことを提言して終わりいたします。

○議長（伊藤一男君） 要望ですね。（「はい」の声あり）

これにて7番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会いたします。

あす午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時30分 散 会